銀:	行	関(	係

•	和	述	寺	ار	۴	ව	1=	記	耒	羽	ار	7),	ינל	ବ	炾	刑	(J)	綾	和	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	I
•	銀	行	社	債	の	商	品	性	改	善	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
•	資	産	運	用	ア	ド	バ	1.	ス	業	務(	カ I	又・	<b>シ</b> 技	及し	1			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
•	銀	行	に	お	け	る	電	子	マ	ネ	_	業	務	等	の	取	IJ	扱	しし	の	明	確	化	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
•	店	舗	の	設	置	等	に	関	す	る	事	前	届	出	制	度	の	撤	廃	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
•	代	理	店	に	か	か	る	規(	制	の #	緩	和	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
•	子	会	社	に	ょ	る	ネ	ッ	۲	ワ	_	ク	上	の	プ	IJ	ペ	1	ド	事	業	の	解	禁	•	•	•	•	•	•	•	•	7
•	銀	行	持	株	会	社	及	び	銀	行	に	ょ	る	認	可	申	請	•	届	出	手	続	の	簡	素	化	•	•	•	•	•	•	8
•	資	本	金	超	過	法	定	準	備	金	の	取	崩	U	に	係	る	規	制	の	緩	和	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
•	電	磁	的	方	法	に	ょ	る	決	算	広	告	の	許	容	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
•	収	λ	依	存	度	規	制	の	更	な	る	緩	和	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
•	店	舗	の	営	業	時	間	規	制	の	撤	廃	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
•	更	な	る	信	託	ス	+	_	厶	の	活	用	に	資	す	る	商	事	(	営	業	)	信	託	関	連	法	制	の				
	見	直	U	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
•	信	託	業	法	に	お	け	る	受	託	財	産	制	限	の	緩	和	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
•	信	託	銀	行	の	行	う	広	告	に	つ	١J	τ	の	電	磁	的	方	法	の	利	用	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
•	信	託	銀	行	が	元	本	補	τ	Ь	契	約	の	な	١J	信	託	に	係	る	信	託	財	産	ح	U	τ	所	有	す	る		
	株	式	に	つ	١J	τ	`	1 4	年;	超月	斩 7	有	こ	課:	さ i	h:	3 7	承言	認用	申言	請(	の 扌	歓 [	堯	•		•	•	•	•	•		16
•	信	託	業	規	制	の	改	革	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
•	信	託	受	益	権	の	販	売	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
•	金	融	機	関	系	IJ	_	ス	숤	社	の	業	務	範	囲	の	拡	大	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
•	信	託	業	務	に	お	け	る	Γ	実質	質(	t Ŧ	里「	吉(	ひ ≸	上禁	L ع	規	, 定	の	改	定	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
•	١J	わ	ゅ	る	М	&	Α	業	務	の	銀	行	法	上	の	位	置	付	け	の	明	確	化	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	21
•	銀	行	の	ク	レ	ジ	ツ	۲	カ	_	ド	子	会	社	等	に	お	け	る	顧	客	会	員	サ	_	ビ	ス	業	務	の			
	取	扱	١J	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	23
•	IJ	ス	۲	ラ	等	に	ょ	IJ	生	じ	た	遊	休	不	動	産	の	有	効	活	用	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
•	銀	行	本	体	に	係	る	他	業	禁	止	規	制	の	幅	広	١J	緩	和	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
•	子	会	社	に	お	け	る	Г	業系	务 [	_ [4	付き	<b>节</b>	<b>t</b> a	5 ≸	美 矛	务 」	の	要	件	の	明	確	化	•	•	•		•	•	•	•	26
•	自	己	競	落	会	社	の	対	象	物	件	等	に	係	る	規	制	緩	和	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
•	従	属	業	務	会	社	の	業	務	範	囲	の	拡	大	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	29
•	店	舗	等	の	他	者	۲	の	共	用	に	関	す	る	規	制	の	撤	廃	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
•	自	己	資	本	比	率	算	出	の	際	の	貸	倒	引	当	金	の	繰	λ	限	度	額	の	引	上	げ	•		•	•	•	•	31
•	信	用	保	証	業	務	を	営	む	子	숝	社	等	の	業	務	範	井	の	拡	大	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	32
•	預	金	(	な	١J	し	は	預	金	代	IJ	金	)	の	収	納	代	行	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	33

•	銀	行	社	債	ゃ	金	融	債	の	窓	販	取	扱	۱J	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	34
	協	同	組	織	金	融	機	関	関	係																							
•	劣	後	債	の	発	行	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	35
•	普	通	出	資	の	消	却	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		36
•	出	資	に	ょ	る	配	当	の	導	入	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	37
•	쭈	業	生	金	融	制	度	の	見	直	し	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	38
•	信	用	金	庫	の	債	務	保	証	に	係	る	大	П	信	用	供	与	規	制	の	緩	和	•	•	•	•	•	•	•		•	39
•	信	金	法	に	基	づ	<	業	務	内	容	方	法	書	の	廃	止	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	40
•	会	員	の	法	定	脱	退	事	由	の	拡	大	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	41
•	業	務	報	告	書	の	総	(	代	)	会	承	認	制	の	廃	止	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	42
•	附	属	明	細	書	の	総	(	代	)	会	報	告	の	廃	止	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	43
•	会	員	及	び	債	権	者	の	理	事	会	議	事	録	閲	覧	謄	写	請	求	権	の	制	限	•	•	•		•	•	•	•	44
•	信	用	金	庫	に	お	け	る	議	決	権	の	Ι	Т	化	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	45
•	信	用	金	庫	に	お	け	る	計	算	書	類	•	定	款	の	Ι	Т	化	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	46
•	定	款	^	の	従	た	る	事	務	所	の	記	載	の	廃	止	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	47
•	協	同	組	織	金	融	機	関	が	発	行	す	る	優	先	出	資	に	係	る	1	П	に	満	た	な	ι١						
	優	先	出	資	制	度	の	創	設	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	48
•	商	法	第	28	8 0	条	J	2	第	5	項	及	び	同	法	第	28	30	条	J	3	J	2	の	優	先	出	資	^	の			
	準	用	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	49
•	新	優	先	出	資	予	約	権	の	発	行	解	禁	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	50
•	業	務	方	法	書	の	廃	止	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	51
•	_	般	職	員	の	兼	業	•	兼	職	制	限	の	廃	止	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	52
•	協	金	法	第	2	条	第	3	項	に	基	づ	<	Г	ài	3 }	<b>資</b> 2	<b>★</b> 2	軽 艿	見制	制」	ι O	廃	止	•	•	•	•	•	•	•	•	53
•	脱	退	組	合	員	の	出	資	持	分	の	_	時	取	得	に	つ	١J	τ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	54
•	事	業	報	告	書	の	総	(	代	)	会	承	認	制	の	廃	止	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	55
•	附	属	明	細	書	の	総	(	代	)	会	報	告	の	廃	止	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	56
•	業	務	方	法	書	の	廃	止	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	57
•	協	金	法	に	基	づ	<	業	務	内	容	方	法	書	の	廃	止	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	58
•	信	金	法	に	基	づ	<	IJ	ス	ク	管	理	債	権	の	開	示	۲	金	融	再	生	法	に	基	づ	<	資	産	查	定	の	
	開	示	の	_	本	化	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	59
•	業	務	取	扱	時	間	変	更	届	出	の	簡	素	化	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	60
•	子	슷	社	対	象	範	囲	の	拡	大	(	銀	行	子	숝	社	の	所	有	)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	61
•	優	先	出	資	の	自	己	取	得	の	緩	和	•	•	•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	62
•	証	券	業	務	に	係	る	農	協	法	第	1	0	条	第	2	0	項	に	基	づ	<	事	業	方	法	書	の	廃	止	•	•	63

				E 332 102 75 2
分 野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇話会、全国地	方銀行協会、第二地方
			銀行協会、リース事	業協会、オリックス
項 目	都銀等による信託業務にかかる規	見制の緩和		
意見・要望等	銀行本体、信託銀行子会社及び値	言託代理店の業務制限の	<b></b> 敵廃	
の内容				
関係法令	信託業法、金融機関の信託業務の	兼営等に関 共 管	なし	
	する法律、同法施行令、同法施行	<b></b>		
制度の概要	普通銀行本体、信託銀行子会社及	及び信託代理店について、	処分型不動産信託を	制限するとともに、不
	動産の売買・賃貸について媒介・	代理等の不動産関連業界	<b>务、遺言執行・遺産整</b>	理業務等の併営業務を
	行うことはできないものとしてに	1る。		
計画等にお	規制改革推進3か年計画(改定)	)		
ける記載の状	【 2(3)ア 】			
況	<銀行の信託業務への参入>			
	普通銀行及び長期信用銀行本の	本での信託業務への参入	こついて、原則認める	らこととする。
	(銀行法等の一部を改正する法律	聿(平成 13 年法律第 117 년	号))	
	[ 2(3) 1 i]			
	<農林中央金庫に係る規制>			
	信託業務を行うことを認める。			
	(農林中央金庫法(平成 13 年法	律第 93 号 ) )		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを	含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の検討	中	
	(実施(予定)時期:	)		

「銀行法等の一部を改正する法律」(平成 13 年法律第 117 号)により、都市銀行等の本体での信託業務への参入を認めるとともに、信託銀行子会社及び信託代理店の業務範囲の緩和等を行なったところである。(平成 14 年 2 月 1 日施行)。

ただし、金融機関には他業禁止が課されている趣旨を踏まえ、本業との関連性が小さい業務を取り扱うことは適当ではないと考えている。

(注)なお、信託業を兼営する金融機関が行なう投資ー任業務については、解禁することを予定している。

担当局課室等名 │ 総務企画局 信用課、監督局 銀行第1課

				【金融广】
分 野	銀 行	意見・要望提出者	都銀懇話会	
項 目	銀行社債の商品性改善			
意見・要望等	普通銀行に普通社債の売出発行を	を認めること		
の内容				
関係法令	商法第306条	共管	なし	
制度の概要	普通銀行の社債は、商法に基づい	Nて発行されるもので <i>あ</i>	り、長期信用銀行等	が発行する金融債につい
	て認められている売出発行が認め	かられていない。		
計画等にお	規制改革推進3か年計画(改定)			
ける記載の状	【 2(3)ア 】			
況	長短分離制度の在り方と銀行社個	責の発行制度の見直し		
	長短分離制度の将来について、	また、銀行社債と金融	債との間の発行制度	<b>!のイコールフッティンク</b>
	を図ることについて、引き続き杭	検討する。		
	規制改革の推進に関する第2次智	<b>答申</b>		
	[3.(3)]			
	普通銀行による普通社債の発行制			
	銀行社債と金融債の発行制度の		ノグの観点も踏まえて	<b>ンつ、銀行社債の商品性改</b>
	善について検討を行うべきである			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否か	を含めて検討中	
	; ; ; ; ; ; ; ;	日体的世界の協	<u>-</u>	
	措置予定	具体的措置の検	引出	
 	(実施(予定)時期:	)		
(計明)				
(説明)				

現在、金融審議会第二部会において、普通銀行の社債発行の在り方について検討しているところ。

担当局課室等名 総務企画局 信用課

				102 73
分 野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇話会、第二均	———————————— 地方銀行協会
項 目	資産運用アドバイス業務の取り	及い		
意見・要望等	顧客の金融資産に関する運用	アドバイス業務を、銀	限行の付随業務とし	,て位置付けるととも
の内容	に、有価証券投信に係る助言	業務については、投資	顧問業法の適用除	外とすること
関係法令	銀行法第 10 条第 2 項、	共管	なし	
	投資顧問業法第4条			
制度の概要	有価証券に係る投資顧問業は	、銀行の付随業務とし	て規定されておら	ず、銀行が行うこと
	はできない。			
計画等にお	規制改革推進3か年計画(改定)	)		
ける記載の状	【 2(3)ア 】			
況	銀行・保険会社本体の業務範囲の	の見直し		
	銀行業務又は保険業務と密接が	な関係を有し、経営効率で	を高めると思われる	業務(銀行・保険会社の
	資産運用・ファイナンスに関する	3助言など)を銀行又は例	保険会社本体で行うる	ことについて、所要の措
	置を講ずる。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを	含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の検討	中	
	(実施(予定)時期:	)		

銀行については、利益相反の防止、経営の健全性確保及び取引の公正性確保等の観点から、株式の売買の 取次ぎ業務等の証券業を行なうことが制限されている。ただし、銀行は、顧客の書面による注文を受けてそ の計算においてする有価証券の売買等を行うことができることとされている。

このような中で銀行が、投資顧問業法に規定する投資顧問業を併せ営むこととなれば、実態として銀行が株式の売買の取次ぎ等を行うに等しい状態となること等から、銀行に投資顧問業を認めることは措置困難である。

なお、投資顧問業法に規定する投資顧問業に該当しない「資産運用に関する助言業務」については、その 具体的な業務内容を踏まえ、銀行の付随業務として適当かどうか検討する。

担当局課室等名 総務企画局 信用課、市場課

			L 立正 附近 / J A								
分 野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇話会、日本経団連								
項目	銀行における電子マネー業務等の	の取り扱いの明確化									
意見・要望等	金融機関が発行主体となる電子	マネーやオフラインデビ	ットが銀行法上の付随業務であることを明								
の内容	確化する。										
関係法令	銀行法第10条第2項	共 管	なし								
制度の概要	「その他の銀行業に付随する業	務」に該当するかどうか	・ への判断基準については、事務ガイドライン								
	に示している。										
	【事務ガイドライン(1-4	- 4 ) <b>]</b>									
	(8) その他付随業務の取扱いは	こついて									
	当該業務が、法第 10 条第	32項の「その他の銀行業	<b>に付随する業務」の範疇にあるかどうかの</b>								
	判断にあたっては、法第 12	条において他業が禁止さ	れていることに十分留意し、以下のような								
	観点を考慮した取扱いとな	っているか。									
	当該業務が法第 10 条第 1 ፤	当該業務が法第 10 条第 1 項各号及び第 2 項各号に掲げる業務に準ずるか。									
	当該業務の規模が、その第	業務が付随する固有業務	の規模に比して過大なものとなっていない								
	か。										
	当該業務について、銀行業	誘との機能的な親近性や	Pリスクの同質性が認められるか。								
	銀行が固有業務を遂行する	中で正当に生じた余剰能	<b>ジカの活用に資するか。</b>								
計画等にお	規制改革の推進に関する第2次額	<b></b>									
ける記載の状	【第2章3.1(4)】										
況	銀行子会社によるネットワーク	上のプリペイド事業の解	禁及び銀行における電子マネー業務等の取								
	扱いの明確化【平成 15 年度中に	検討・結論】									
	銀行子会社によるネットワー	ク上でのプリペイド事業	を金融関連業務の対象とすることについて								
	検討を行い、結論を得るべきでa	<b>ある。また、オフライン</b> ラ	デビット、電子マネー業務を銀行法上の付随								
	業務とすることについて検討を行	行い、結論を得るべきでる	ある。								
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難その他								
	措置済	措置するか否かを	含めて検討中								
	措置予定	具体的措置の検討	中								
	(実施(予定)時期:	)									
(説明)											

銀行が行う電子マネー業務及びオフラインデビット業務については、前払式証票の規制等に関する法律等の関連する法令との関係も整理した上で、銀行の付随業務として取り扱うことを検討する。

担当局課室等名 総務企画局 信用課、監督局 銀行第1課

分 野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇話会、第二地方銀行協会
項目	店舗の設置等に関する事前届出制		
意見・要望等	営業店の設置等に係る事前届	出制度の廃止	
の内容			
関係法令	銀行法第8条	共管	なし
	銀行法施行規則第35条第1	項第5号	
制度の概要	銀行は、わが国において支店	その他の営業所の設置	置、位置の変更、種類の変更又は廃止を
	しようとするとき、海外の営	業所の位置変更をしよ	こうとするときは、内閣総理大臣に届け
	出なければならない。		
計画等にお	規制改革推進3か年計画(改	定)	
ける記載の状	【 2(3)ア 】		
況	銀行の支店その他の営業所に	係る認可制度の見直し	
	銀行の支店その他の営業所	の設置等に係る認可制	<b>引については、情報化の進展や銀行業に</b>
	おける経営の効率化の要請な	どの観点から、届出制	に改める。
	(銀行法等の一部を改正する	法律(平成 13 年法律第	第 117 号)平成 14 年 4 月 1 日施行)
対応の状況	措置済・措置予定	<b>検討中</b>	措置困難その他
	措置済	措置するか否かを	:含めて検討中
	措置予定	具体的措置の検討	中
	(実施(予定)時期:	)	

営業所の設置状況については、検査・監督の観点から日々当局として把握しておく必要があることから、 現在の事前届出制度の廃止については措置困難である。

担当局課室等名 │ 総務企画局 信用課、監督局 銀行第1課

			■ <del>立</del> 刑当	/							
分 野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇話会								
項目	代理店にかかる規制の緩和										
意見・要望等	・ 代理店の取扱い業務に係る規	見制を撤廃すること									
の内容	・ 法人代理店における 100%出資	<b>資規制を緩和すること</b>									
関係法令	銀行法施行規則第9条の3第21	頁第6号、第 共 管	なし								
	8号、第10条、平成11年金融監	督庁告示第									
	10 号第 2 条										
制度の概要	・ 銀行の代理店において営む代		、為替取引、債務の保証又は手形の	引受け、							
	国、地方公共団体、会社等の	)金銭の収納その他金銭に	こ係る事務の取扱い、有価証券、貴領	金属その							
	他の物品の保護預り及び両替に限られている。										
	・ 法人代理店は、銀行の 100%										
	ればならない。										
計画等にお	規制改革推進3か年計画(改定)	)									
ける記載の状	【 2(3)ア 】										
況	代理店の取扱業務に係る規制撤原	竞									
	代理店の取扱業務については、	金融機関の業務の効率の	化、顧客の利便性、代理店と金融機関	関の本体							
	との関係、代理店に対する監督(	の在り方等の観点から見	直しを行い、所要の措置を講ずる。								
	(担保附社債信託法施行細則等の	の一部を改正する内閣府	令(平成 14 年内閣府令))								
対応の状況	措置済•措置予定		措置困難その他								
	措置済	措置するか否かを	E含めて検討中								
	措置予定	具体的措置の検討	中								
	(実施(予定)時期:	)									
	<del>'</del>										

代理店の取扱業務の範囲については、銀行の固有業務及び付随業務の一部まで緩和(平成 14 年 4 月 1 日施行)したところであるが、更なる取扱業務の範囲拡大及び法人代理店に対する出資規制の緩和については、代理店における業務実態を踏まえ、代理店業務の健全かつ適切な運営の確保ができるか、利用者利便の向上に資するか等を勘案し、引き続き検討する。

担当局課室等名 │ 総務企画局 信用課、監督局 銀行第1課

分 野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇話会、日本経団連
項 目	子会社によるネットワーク上のご	プリペイド事業の解禁	
意見・要望等	ネットワーク上でのプリペイド	事業について、銀行の金属	融関連業務として子会社が営むことができる
の内容	ものとすること。		
関係法令	銀行法施行規則第17条の3第	2項 共管	なし
制度の概要	IT技術のは発展等に伴い、証票	又は電磁的方法により気	金額情報を記録した媒体が存在しないネット
	ローク上のプリペイド業務が出 <del>፤</del>	現しているが、このよう	な業務は、現行法上、銀行の子会社が営むこ
	とができる業務には含まれていた。	ない。	
計画等にお	規制改革の推進に関する第2次名	<b>筝</b> 申	
ける記載の状	【第2章3.1(4)】		
況	銀行子会社によるネットワーク	上のプリペイド事業の解	¥禁及び銀行における電子マネー業務等のI
	扱いの明確化【平成 15 年度中に	検討・結論】	
	銀行子会社によるネットワー	ク上でのプリペイド事業	業を金融関連業務の対象とすることについて
	検討を行い、結論を得るべきです 	ある。また、オフライン <del>5</del>	デビット、電子マネー業務を銀行法上の付際
	業務とすることについて検討を行	<b>行い、結論を得るべきで</b>	· ある。
対応の状況	措置済·措置予定	検討中	措置困難その他
	措置済	措置するか否か	を含めて検討中
	措置予定	具体的措置の検	討中
	(実施(予定)時期:	)	

ネットワーク上でのプリペイド事業については、銀行の子会社の業務範囲とするための具体的な取り扱いについて 検討する。

担当局課室等名	総務企画局	信用課
J / J # / _ J _ I	MC 373 AL [H] 7-3	I H / IJ H/I

分	野	銀 行	意見·要望提出者	都銀懇話会、第二地方銀	!行協会、日本経団
				連	
項	目	銀行持株会社及び銀行による認可	可申請・届出手続の簡素	K	
意見・	要望等	・同一の子会社、関連会社の設立	ℤ等に係る認可申請・届岀	出手続きについて、銀行と	銀行持株会社の一
の内容		本化等を図ること。			
		┃ ┃・銀行持株会社の取締役が子銀行	テの役職員を兼職する場	合の認可制を届出制とする	ること。
関係	法 令	銀行法第16条の2、第52条の	) 2 3 、第 5	なし	
		3条、第52条の19			
制度の	の概要	・銀行の子会社、関連会社の設立		- 情・届出を行う必要がある	が、当該会社が銀
		行持株会社の子会社、関連会社	土にも該当する場合には、	銀行と銀行持株会社がそ	れぞれ認可・届出
		を行なわなければならない。			
		・銀行持株会社の取締役がその子	・ 全銀行を含む他の会社の行	<b>殳職員を兼務する場合には</b>	は、認可を受けなけ
		ればならない。			
計画	等にお	「該当なし」			
ける記	載の状				
況					
対応σ	)状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
		措置済	措置するか否かを	含めて検討中	
		措置予定	具体的措置の検討	中	
		(実施(予定)時期:	)		
[					

- ・ 銀行と銀行持株会社の子会社認可の審査基準が異なることから、認可を一本化することは措置困難である。
- ・ 銀行と銀行持株会社が同一の子会社、関連会社について重複して行う届出については、事務の簡素化等の観点から、 運用面の見直しを検討する。
- ・ 銀行持株会社の取締役が子銀行の役職員を兼職する場合の認可については、子銀行と他の子会社との利益相反等の 弊害を防止する観点から、届出制とすることは措置困難である。

担当局課室等名 総務企画局 信用課、監督局 銀行第1課

分 野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇話会、全国地方銀行協会、第二地方		
			銀行協会		
項目	資本金超過法定準備金の取崩しに	こ係る規制の緩和			
意見・要望等	資本金超過法定準備金の取崩しに	こ際し必要となる債権者	保護手続きについて、合併(銀行法第 33 条)		
の内容	や会社分割(同法第33条の2)	の場合と同様に、預金者	等への催告を不要とする。		
関係法令	銀行法第 18 条第 2 項	共 管	なし		
制度の概要	法定準備金のうち、資本金の4分	うの1(銀行は、銀行法の	)規定により資本金と同額)を超過する部分		
	については、株主総会の決議によ	<b>にり取崩すことが可能でる</b>	あるが、その際には、債権者保護手続き(個		
	別催告)が必要とされている。				
計画等にお	規制改革推進3か年計画(改定)	)			
ける記載の状	[ 2(3)\mathcal{T}]				
況	法定準備金の減少に係る規制の終	爰和			
	銀行については、法定準備金の	D減少に際しての債権者f	保護手続について、合併(銀行法第 33 条)		
	や会社分割(同第 33 条の 2)の	場合と同様に、預金者等	・への個別の催告を不要とすることの可能性		
	について検討を開始する。				
	規制改革の推進に関する第2次領	<b>答申</b>			
	【第2章13.3(別表)(1).17】				
	資本金超過法定準備金の取崩しに				
			続について、合併(銀行法第 33 条)や会社 		
	分割(同 33 条の 2)の場合と同		を不要とする。【15 年度中に検討・結論】		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難その他		
	措置済	措置するか否かを	含めて検討中		
	W				
	措置予定	具体的措置の検討	· <del>P</del>		
	(実施(予定)時期:	)			

商法の規定に基づく法定準備金の取崩しに際し、合併や会社分割の場合と同様に、債権者保護手続きにおいて預金者等への個別の催告を不要として良いかどうかについては、銀行の自己資本の充実を図る必要性、預金者保護の必要性等を勘案しつつ慎重に検討する。

担当局課室等名

総務企画局 信用課

分 野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇話会、全国地方銀行協会、第二地方	
			銀行協会、日本経団連	
項 目	電磁的方法による決算公告の許額	<b>容</b>		
意見・要望等	商法同様、銀行にも電磁的方法は		べきである。	
の内容				
関係法令	銀行法第 20 条、第 21 条、第 57	条 共管	なし	
制度の概要	・ 銀行は、銀行法第20条及び	第 57 条の規定に基づき、	貸借対照表及び損益計算書(単体・連結)	
	を日刊新聞紙に掲載すること	こにより公告しなければか	ならない。また、同法第 21 条の規定に基づ	
	き、貸借対照表及び損益計算	算書を営業所に備え置き、	公衆の縦覧に供しなければならない。	
	なお、銀行は、貸借対照表等	₩のほか、業務及び財産 <i>α</i>	)状況に関する説明書類(ディスクロージャ	
	ー誌)を営業所に備え置き、公衆の縦覧に供することが義務付けられている			
	(注)商法第 283 条第 4 項、第 5 項の規定に基づき、会社が貸借対照表に記載又は記録された情報を			
	電磁的方法により不特定多数	数の者が提供を受けられ <sub>。</sub>	る状態に置く措置をとった場合には、貸借対	
	照表又はその要旨を公告する	ることは要しない。(改)	正商法、平成 13 年 10 月施行)	
計画等にお	規制改革の推進に関する第2次額	<b>答</b> 申		
ける記載の状	【第2章13.3(別表)(1).11】			
況	銀行における電磁的方法による流	央算公告の許容		
	商法同様、銀行にも電磁的方法	去による決算公告を許容 <sup>・</sup>	するとともに、平成 15 年度中に商法改正法	
	案の提出が予定されている「公台	<b>告一般の電子化」につい</b>	ても同様の手当てを行う。【15 年度中に検	
	討・結論】			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難その他	
	措置済	措置するか否かを	含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の検討	中	
	(実施(予定)時期:	)		
1				

商法における電磁的方法による決算公告の許容を踏まえ、銀行の業務の公共性等に留意しつつ、銀行が決算公告を 電磁的方法により行う場合の具体的措置の内容について検討を行う。

担当局課室等名 総務企画局 信用課

分 野	銀行	意見・要望提出	者	全国地方銀行協会	₹
項 目	収入依存度規制の更なる緩和				
意見・要望等	収入依存度規制を緩和し、複数の	の銀行による従属第	養務会社	土の設立を可能とす	<b>すること</b>
の内容					
関係法令	銀行法第16条の2第1項第8年	号 共	管	なし	
	平成14年金融庁告示第34号				
制度の概要	・銀行又は銀行持株会社の子会社	tとして認められる	従属業	務会社については	は、当該銀行及びその子会
	社又は当該銀行持株会社及びる	その子会社からのリ	双入を-	- 定割合以上とする	5 収入依存度規制(総収入
	の50%以上)が課されている。また、銀行は子会社として認められる会社を除き国内の会社の議			社を除き国内の会社の議	
	決権を5%超保有することはできない(5%ルール)。				
	・これらの規制の結果、資本関係	系のない複数の銀行	· が、共	同して従属業務会	社を設立し、それぞれの
	関連会社とすることはできない	1.			
計画等にお	規制改革推進3か年計画(改定)	)			
ける記載の状	【 2(3)ア 】				
況	従属子会社の収入依存度の規制総	爰和			
	子会社経営の効率化の観点から	ら、銀行法又は保険	業法の	体系における銀行	又は保険会社の従属子会
	社の収入依存度規制を緩和するフ	5向で検討し、結論	かけ で 得、	所要の措置を講す	<b>ずる</b> 。
	【平成 14 年金融庁告示】				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他
	措置済	措置するか	否かを行	含めて検討中	
	措置予定	具体的措置	の検討り	中	
	(実施(予定)時期:	)			

従属業務そのものは銀行業からみれば他業であるが、銀行が分社化を通じて経営の効率化等を図ることを可能とする観点から、収入依存度規制を課すことにより、主として当該銀行の業務のために営む業務であることを明確にした上で、当該業務を営む会社を子会社とすることを認めているものである。

したがって、資本関係のない複数の銀行が従属業務を営む会社を共同で設立することを認めるか否かについては、 銀行経営の効率化等の必要性を踏まえつつ、従属業務の在り方等を検討する必要がある。

担当局課室等名 │ 総務企画局 信用課、監督局 銀行第1課

			<u> </u>	JA 73 A
分 野	銀 行	意見・要望提出者	全国地方銀行協会、第二地方銀	<b>限行協会、信</b>
			託協会	
項目	店舗の営業時間規制の撤廃			
意見・要望等	・出張所において銀行法上の	法定休日以外の日を休	日とすることについて、設力	置場所の特
の内容	殊事情以外の理由により規	制を緩和すること。		
	・所在地又は設置場所の特殊	事情によらない理由に	こより営業所の営業時間(午i	前9時から
	午後3時まで)を変更する	ことができるようにす	ること。	
関係法令	銀行法施行令第5条、銀行法施	施行規則第 共 管	なし	
	16 条			
制度の概要	・銀行法において規定する休	日以外の日を営業所の	)休日とするためには、営業/	所の「設置
	場所の特殊事情」により、	当該営業所の休日とす	- ることがやむを得ない日で <i>。</i>	あることに
	つき金融庁長官の承認を受	ける必要がある。		
	・銀行(代理店を含む)の営業時間は、午前9時から午後3時までとされている。ただし、			
	その営業所の「所在地又は設置場所の特殊事情」により、異なる営業時間とする必要が			
	ある場合には、当該営業所	について営業時間を変	更することができる。	
計画等にお	規制改革の推進に関する第2次額	· 等申		
ける記載の状	【第 2 章 13 . 3(別表)(1).19】			
況	店舗の営業時間規制の撤廃			
	店舗の営業時間規制(午前9日	寺から午後3時まで)を∃	敵廃する。【15 年度中に検討・	結論】
	【第2章13.3(別表)(1).20】			
	出張所(臨時若しくは巡回型の放	施設又は無人の設備を除	く)の休日に係る規制の緩和	
	出張所において銀行法上の法定	≧休日以外の日を休日とす	することについて規制を緩和する	3。【15 年度
	中に検討・結論】			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他	ļ
	措置済	措置するか否かを	含めて検討中	
	# \$ 2 5	具体的措置の検討	ф	
	措置予定	具体的指重の機能	<b>+</b>	

資金の決済機能を担う銀行の休日が個別銀行ごとに異なることとなれば、銀行の営業日に決済が完了せず、決済リスクの増大を招くなど、決済システムを混乱させるおそれがあると考えられる。

ただし、個別の営業所における休日及び営業時間の規制については、決済システムの安定性確保や利用者 利便を損なわないことを前提に、所在地、設置場所の特殊事情のほか、当該営業所の業務内容(例えば、為 替取引や当座預金業務を取り扱わない出張所など)等の事情を勘案して規制を緩和することの可能性につい て検討する。

担当局課室等名 総務企画局 信用課、監督局 銀行第1課

			L 壶 融 厂 】		
分 野	銀行	意見・要望提出者	信託協会、日本経団連		
項目	更なる信託スキームの活用に資す	する商事(営業)信託	関連法制の見直 し		
意見・要望等	・ 自己執行義務の緩和(信託事	<b>暴務処理の外部委託の</b> 原	原則自由化)		
の内容	・ 一定の要件を満たす場合に、	受託者の権利取得の制	制限を緩和すること		
	・ 受益者が多数の場合の受益者	<b>皆による承認及び受益</b>	益者の権利行使等についてルールを明確化する		
	こと				
	・ 信託の併合・分割に関する規	見定の整備			
	・ 受託者の第三者に対する有限	<b>貴</b> 賃の明確化			
関係法令	信託法、信託業法、金融機関ノ信	託業務ノ兼 共 管	管 法務省		
	営等ニ関スル法律				
制度の概要	・ 自己執行義務については、信	話法第26条により	外部委託は原則禁止とされている。		
	・ 受託者の権利取得の制限につ	いては、信託法第2	2条が適用される。		
	・ 受益者が多数の場合の信託に	・ 受益者が多数の場合の信託において、信託契約の変更に係る受益者の承認については、現行法に			
	明確な規定がなく、受益者全員の同意が必要と解されている。また、受益者集会における受益者				
	の権利行使等についても、現行法には明確な規定がない。				
	・現行法には、信託の併合・分割に関する規定がない。				
	・ 現行法には、第三者に対する	受託者の有限責任を記	認める旨の規定がない。		
計画等にお	「該当なし」				
ける記載の状					
況					
対応の状況	措置済·措置予定	<b>検討中</b>	措置困難その他		
	措置済	措置するか否か	かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検	<b>倹</b> 討中		
	(実施(予定)時期:	)			
		· <b></b>			

現在、金融審議会第二部会において、信託会社の在り方を含めた信託業におけるルール整備について幅広く検討しているところ。

分 野	銀行	意見・要望提出者	信託協会、日本紹	图連
項 目	信託業法における受託財産制限の緩和			
意見・要望等	特許権や著作権等の知的財産権及	及び建物賃借権を信託業:	法上の受託可能財産	<b>雀に含めること。</b>
の内容				
関係法令	信託業法第4条	共 管	なし	
制度の概要	信託業法第4条において、信託会	会社の受託財産は、 金銀	銭、 有価証券、	金銭債権、 動産、 土
	地及びその定着物、 地上権及び	び土地の賃借権に制限さ	れている。	
計画等にお	規制改革の推進に関する第2次領	<b>等</b> 申		
ける記載の状	【 3 金融 1 (1)】			
況	信託業法における受託財産制限の	D緩和[平成 15 年度中に	に検討・結論、措置	予定]
	特許権、著作権等の知的財産権	を信託業法の信託の対象	<b>象となる財産権に追</b>	加することについて検討
	を行い、結論を得るべきである。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを	含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の検討	中	
	(実施(予定)時期:平成 15 年	度中 )		
l				

現在、金融審議会において、信託業法に基づく信託会社の在り方等について幅広い検討を行なっており、特許権、著作権等の知的財産権を信託業法の信託の対象とすることについて検討を行い、その結論を踏まえ、平成 15 年度中に措置する予定である。

				【 金 融 厅 】
分 野	銀行	意見・要望提出者	信託協会	
項目	信託銀行の行う公告についての電磁的方法の利用			
意見・要望等	定型的信託契約にかかる約款変更時の公告、貸付信託契約締結時又は信託約款変更時の公告、公益信			
の内容	託の信託事務及び財産の状況に低	系る公告について、電磁的	的方法 (インターネット	下)の利用を可能にす
	ること。			
関係法令	金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ	関スル法律 共 管	なし	
	第5条ノ3、同法施行規則第10	条、貸付信		
	託法第3条、第6条、信託法第	69 条第 2 項		
制度の概要	・定型的信託契約について約款を	を変更するとき、貸付信託	- Eに係る信託契約を締結	もし又は信託約款を変
	更しようとするときは、委託者	<b>省・受益者に異議申し立て</b>	この機会を与えるため、	法令に基づき所定の
	事項を日刊新聞紙に掲載してな	公告しなければならない。	>	
	・内閣総理大臣の承認を受けた貨	貸付信託約款においても、	公告の方法は、貸付信	託法が規定する公告
	に準じて日刊新聞紙に掲載し	て行うこととしている。		
計画等にお	規制改革推進 3 か年計画(改定)			
ける記載の状	【 9 (5)】【 2 (3) ア 23】 信託銀行が行う公告における電磁的	方法(インターネット)の	利用	
況	信託銀行が行う次の(a)~(c)の公	告について、委託者・受益者	<b>当の利便性向上及びイン</b> タ	タ - ネットによることを
	認めることの各種のメリットにかん	がみ、電磁的方法の利用を	認めるための検討を開始 <sup>-</sup>	する。
	(a)定型的信託契約に係る約款変更を	を行うとき、所定の事項をE	3刊新聞紙に公告。	
	(b)貸付信託に係る信託契約を締結・	・変更しようとするとき、所	f定の事項を日刊新聞紙に	公告。
	(c)公益信託について、毎年1回一気	定の時期に信託事務及び財産	<b>置の状況を公告(方法につ</b>	)いては法定されていな
	l1)。			
	規制改革の推進に関する第2次名	答申【13.(別表)(1).18】		
	信託銀行が行う公告における電磁的	方法(インターネット)の	利用(平成 15 年度中に検	討・結論)
	信託銀行が行う以下の公告につい	て電磁的方法(インターネ	ット)の利用を可能にする	る。
	定型的信託契約に係る約款変更時	の公告		
	貸付信託に係る信託契約締結時・	信託約款の変更時の公告		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを	含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の検討	中	
	(実施(予定)時期:	)		
(説明)				

インターネットの普及状況を踏まえ、公告を電磁的方法(インターネット)で行うことについて、委託者・受益者に異議申し立ての機会を与えるとの目的、信託銀行の事務の効率性等の観点に留意しつつ、電磁的方法の利用を認めることの可能性について検討する。

担当局課室等名 総務企画局 信用課

分 野	銀行	意見・要望提出者	信託協会
項 目	信託銀行が元本補てん契約のない	1信託に係る信託財産と	して所有する株式について、1 年超所有に課
	される承認申請の撤廃		
意見・要望等	信託銀行が、元本補てんのな	い信託勘定で、国内の	)会社の議決権を1年を超えて保有する
の内容	ことにより国内会社の議決権	を5%を超えて取得・	保有することとなった場合には、当該
	議決権の取得・保有につき必	要とされる内閣総理大	臣の承認を撤廃すること
関係法令	銀行法第2条第11項、第16	条の3 共管	なし
	事務ガイドライン1-7-1	(3)	
制度の概要	・信託勘定で保有する議決権	のある株式(1年超係	R有)については、当該株式の議決権及
	び銀行勘定で保有する株式	の議決権を合算して国	内会社の議決権の5%を超える場合に
	は、内閣総理大臣の承認を	受けて保有することか	「できる。(金融庁事務ガイドラインの
	改正(平成 14 年 2 月 1 日)	により、承認期間を	1 年から 2 年に延長)
計画等にお	規制改革推進3か年計画(改定)	)	
ける記載の状	【 2(3)ア22a】		
況	銀行が信託勘定により所有する-	一般事業会社の株式に係っ	る規制の見直し
	信託銀行が元本補てん契約のな	ない信託に係る信託財産。	として所有する株式について、1年超所有に
	課される承認規定(銀行法)につ	ついては、	
	i)銀行の健全性確保等に留意	意しつつ、その在り方に <sup>・</sup>	ついて引き続き検討する。
	)また、当該承認申請に伴う	う事務負担を軽減する方質	策について早急に検討を行い、13年中に結
	論を得、所要の措置を講ずる	3.	
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難その他
	措置済	措置するか否かを	含めて検討中
	措置予定	具体的措置の検討	中
	(実施(予定)時期:	)	
1			

銀行が事業会社の議決権を取得・保有する場合の規制(上限5%)は、銀行経営の健全性確保の観点から、他業禁止が課されている趣旨の徹底を図るとともに、銀行子会社の業務範囲制限を逸脱することを回避するために設けられているところである。信託勘定で保有する株式の取扱いについては、これに係る議決権の行使実態などに留意しつつ、その規制のあり方について検討しているところ。

担当局課室等名 総務企画局 信用課、監督局 銀行第1課

分 野	銀 行	意見・要望	提出者	生命保険協会、	リース事業協会、オリック
				ス	
項目	信託業規制の改革				
意見・要望等	・信託会社の解禁				
の内容	・ 信託代理店の銀行以外の者へ	への解放			
関係法令	信託業法、金融機関ノ信託業務ノ	兼営二関ス	共 管	なし	
	ル法律				
制度の概要	・ 現在、信託業法に基づく信託	氏会社は存在し	ていない。		
	・ 金融機関ノ信託業務ノ兼営ニ	関スル法律に	おける信言	モ代理店は、同法	に基づいて信託業を兼営す
	ることができる銀行等の金融機	機関に限定され	ている。		
計画等にお	規制改革推進3か年計画(改定)	)			
ける記載の状	[ 2(3)オ]				
況	信託会社の在り方				
	信託会社の参入基準や行為規制など幅広い観点から、これまでの規制緩和策の実施状況を踏まえ、				
	信託会社の在り方について検討する。				
	規制改革の推進に関する第2次答申				
	【第2章3金融1(2)】				
	信託業規制の見直し(信託会社の一般事業法人への解禁)【平成 15 年度中に検討】				
	信託会社の参入基準や行為規制	訓を整備し、信	託会社を角	解禁することにつ	いて検討すべきである。ま
	た、信託銀行は金融機関及び商工	中金に信託代	理店を委訂	そすることが認め	られているが、信託会社に
	ついてもこれを認めることについ	1て検討すべき	である。		
対応の状況	措置済·措置予定	検討中		措置困難	その他
	措置済	措置す	るか否かを	含めて検討中	
	措置予定	具体的	昔置の検討	中	
	(実施(予定)時期:	)			
(説明)					

現在、金融審議会第二部会において、信託会社の参入基準や行為規制等について幅広く検討しているところ。

担当局課室等名

総務企画局 信用課、監督局 銀行第1課

分 野	銀 行	意見·要望提出者	リース事業協会
項 目	信託受益権の販売		
意見・要望等	当初委託者でない者が信託受益権	を販売することについ <sup>・</sup>	て、規制がないと解釈してよいか。
の内容			
関係法令	信託業法、金融機関の信託業務の	兼営等に関 共 管	なし
	する法律		
制度の概要	有価証券以外の信託受益権の販売	売については、特定債権 <b>活</b>	去に基づく小口債権、商品ファンド法に基づ
	く商品投資信託受益権の販売等に	こ係る規制を除いて、販売	売についての明確な規定が存在せず、 <b>実質</b> 的
	に行われていない。		
計画等にお	「該当なし」		
ける記載の状			
況			
対応の状況	措置済·措置予定	検討中	措置困難その他
	措置済	措置するか否かを	合めて検討中
	措置予定	具体的措置の検討	中
	(実施(予定)時期:	)	

信託受益権は、原則として譲渡性を有するものと解されており、当初委託者から譲り受けた者による信託受益権については、有価証券であるものを除き信託法及び信託業法上、特段の販売規制はない。但し、他の法律や契約により譲渡が制限されている場合や受益者が特定されている場合等、受益権の移転に制限が課されている場合は、当該制限に従うこととなる。

担当局課室等名	総務企画局	信用課
---------	-------	-----

分 野	銀行	意見・要望提出者	リース事業協会
項 目	金融機関系リース会社の業務範囲	 囲の拡大	
意見・要望等	金融機関の子会社であるリース会	会社について、金融関連第	業務として、ファイナンス効果を有する一時
の内容	売買業務(在庫として商品を抱え	えず、長期分割支払いに。	<b>にり物品を相対で売買する業務)を解禁する</b>
	こと。		
関係法令	銀行法第 16 条の 2、銀行法施行規	規則第 17 条 共 管	なし
	o 3		
制度の概要	銀行の子会社の業務として、物品	品販売業は認められてい	ない。
	「☆ソハ		
計画等にお	「該当なし」		
ける記載の状況			
ル			
 対応の状況	 	 検討中	 措置困難 その他
7370 - 7770	措置済	/ 措置するか否かを	
		、 具体的措置の検討	· 中
	(実施(予定)時期:	)	

銀行に対する他業禁止規制の趣旨に鑑み、銀行の子会社の業務として物品の販売業は認められていない。標記の一時売買業務は、ファイナンス効果は有するものの、売買契約に基づく物品の販売を業として行なうものであり、銀行の子会社の業務として認めることは措置困難である。

担当局課室等名  総務	务企画局 信	퉤課
-------------	--------	----

分野         銀行         意見・要望提出者         社団法人リース事業協会、オリックス           項目         信託業務における「実質代理店の禁止」規定の改定           意見・要望等の内容         事務ガイドライン(預金取扱金融機関関係)において、信託兼営金融機関の「実質的代理店の禁止」の内容           の内容         を記述した項目があるが、ここでの記述が「代理」行為のみを禁止するものであって「媒介」行為までも禁止するものではないことを明確にすること。           関係法令         金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 共管 第5条第2項 同施行規則第7条の2、第7条の3 事務ガイドライン3・3・3・3 事務ガイドライン(預金取扱金融機関関係3・3・3・3[実質的代理店の禁止])では、「信託業務を営む金融機関(以下、兼営金融機関)が代理店として認可を受けていない者より顧客の紹介を受けた場合、当該紹介者において当該金融機関の顧客開拓を営業目標としている、顧客の要請に基づかない紹介を行っている等実質的な代理店となっていないか確認するものとする」としているところ。           計画等における記載の状況         「記載なし」           対応状況         指置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置の検討中 具体的措置の検討中 具体的措置の検討中						
意見・要望等	分 野	銀行	意見・要	望提出者	社団法人リース	事業協会、オリックス
の内容 を記述した頂目があるが、ここでの記述が「代理」行為のみを禁止するものであって「媒介」行為までも禁止するものではないことを明確にすること。  関係法令 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 共管 第5条第2項 同施行規則第7条の2、第7条の3 事務ガイドライン3-3-3  制度の概要 法令は信託会社による代理店の設置を認可事項にかからしめている。これを受けて、事務ガイドライン(預金取扱金融機関関係3-3-3[実質的代理店の禁止])では、「信託業務を営む金融機関(以下、兼営金融機関)が代理店として認可を受けていない者より顧客の紹介を受けた場合、当該紹介者において当該金融機関の顧客開拓を営業目標としている、顧客の要請に基づかない紹介を行っている等実質的な代理店となっていないか確認するものとする」としているところ。  計画等にお ける記載の状況  対応状況 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他	項 目	信託業務における「実質代理店の	の禁止」規定	の改定		
でも禁止するものではないことを明確にすること。  関係法令 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 第5条第2項 同施行規則第7条の2、第7条の3 事務ガイドライン3-3-3  制度の概要 法令は信託会社による代理店の設置を認可事項にかからしめている。 これを受けて、事務ガイドライン(預金取扱金融機関関係3-3-3[実質的代理店の禁止])では、「信託業務を営む金融機関(以下、兼営金融機関)が代理店として認可を受けていない者より顧客の紹介を受けた場合、当該紹介者において当該金融機関の顧客開拓を営業目標としている、顧客の要請に基づかない紹介を行っている等実質的な代理店となっていないか確認するものとする」としているところ。  計画等における記載の状況 対応状況  対応状況  措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済・措置予定 検討中 具体的措置の検討中	意見・要望等	事務ガイドライン(預金取扱金融	独機関関係 )	において、	信託兼営金融機	関の「実質的代理店の禁止
関係法令 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 共管 第5条第2項 同施行規則第7条の2、第7条の3 事務ガイドライン3・3・3 都変の概要 法令は信託会社による代理店の設置を認可事項にかからしめている。これを受けて、事務ガイドライン(預金取扱金融機関関係3・3・3[実質的代理店の禁止])では、「信託業務を営む金融機関(以下、兼営金融機関)が代理店として認可を受けていない者より顧客の紹介を受けた場合、当該紹介者において当該金融機関の顧客開拓を営業目標としている、顧客の要請に基づかない紹介を行っている等実質的な代理店となっていないか確認するものとする」としているところ。  計画等における記載の状況 対応状況 対応状況 指置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	の内容	を記述した項目があるが、ここで	での記述が「イ	代理 」 行為	めのみを禁止する:	ものであって「媒介」行為ま
第 5 条第 2 項 同施行規則第 7 条の 2、第 7 条の 3 事務ガイドライン3 - 3 - 3 制度の概要 法令は信託会社による代理店の設置を認可事項にかからしめている。 これを受けて、事務ガイドライン(預金取扱金融機関関係3 - 3 - 3 [実質的代理店の禁止])では、「信託業務を営む金融機関(以下、兼営金融機関)が代理店として認可を受けていない者より顧客の紹介を受けた場合、当該紹介者において当該金融機関の顧客開拓を営業目標としている、顧客の要請に基づかない紹介を行っている等実質的な代理店となっていないか確認するものとする」としているところ。 計画等における記載の状況 対応状況 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		でも禁止するものではないことで	を明確にする	こと。		
同施行規則第7条の2、第7条の3 事務ガイドライン3 - 3 - 3 制度の概要 法令は信託会社による代理店の設置を認可事項にかからしめている。 これを受けて、事務ガイドライン(預金取扱金融機関関係3 - 3 - 3[実質的代理店の禁止])では、「信託業務を営む金融機関(以下、兼営金融機関の顧客開拓を営業目標としている、顧客の要請に基づかない紹介を行っている等実質的な代理店となっていないか確認するものとする」としているところ。  計画等における記載の状況  対応状況  措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	関係法令	金融機関の信託業務の兼営等に	関する法律	共管		
■務ガイドライン3・3・3  制度の概要 法令は信託会社による代理店の設置を認可事項にかからしめている。 これを受けて、事務ガイドライン(預金取扱金融機関関係3・3・3[実質的代理店の禁止])では、 「信託業務を営む金融機関(以下、兼営金融機関)が代理店として認可を受けていない者より顧客の 紹介を受けた場合、当該紹介者において当該金融機関の顧客開拓を営業目標としている、顧客の要請 に基づかない紹介を行っている等実質的な代理店となっていないか確認するものとする」としている ところ。  計画等における記載の状況  対応状況  措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他  措置済 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		第 5 条第 2 項				
制度の概要 法令は信託会社による代理店の設置を認可事項にかからしめている。 これを受けて、事務ガイドライン(預金取扱金融機関関係3-3-3[実質的代理店の禁止])では、「信託業務を営む金融機関(以下、兼営金融機関)が代理店として認可を受けていない者より顧客の紹介を受けた場合、当該紹介者において当該金融機関の顧客開拓を営業目標としている、顧客の要請に基づかない紹介を行っている等実質的な代理店となっていないか確認するものとする」としているところ。  計画等における記載の状況 対応状況  対応状況  措置済・措置予定  検討中 措置困難 その他 措置済 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		同施行規則第7条の2、第7条の	3			
これを受けて、事務ガイドライン(預金取扱金融機関関係3-3-3[実質的代理店の禁止])では、「信託業務を営む金融機関(以下、兼営金融機関)が代理店として認可を受けていない者より顧客の紹介を受けた場合、当該紹介者において当該金融機関の顧客開拓を営業目標としている、顧客の要請に基づかない紹介を行っている等実質的な代理店となっていないか確認するものとする」としているところ。  計画等における記載の状況 対応状況  措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済 措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済 負体的措置の検討中 具体的措置の検討中		事務ガイドライン3-3-3				
「信託業務を営む金融機関(以下、兼営金融機関)が代理店として認可を受けていない者より顧客の紹介を受けた場合、当該紹介者において当該金融機関の顧客開拓を営業目標としている、顧客の要請に基づかない紹介を行っている等実質的な代理店となっていないか確認するものとする」としているところ。  計画等における記載の状況 対応状況  措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	制度の概要	法令は信託会社による代理店の記	设置を認可事	項にかから	らしめている。	
紹介を受けた場合、当該紹介者において当該金融機関の顧客開拓を営業目標としている、顧客の要請に基づかない紹介を行っている等実質的な代理店となっていないか確認するものとする」としているところ。  計画等における記載の状況 対応状況  措置済・措置予定  横討中 措置困難 その他  措置済 措置するか否かを含めて検討中  具体的措置の検討中		これを受けて、事務ガイドライン	ノ(預金取扱会	È融機関関	係3-3-3[ 写	『質的代理店の禁止])では
に基づかない紹介を行っている等実質的な代理店となっていないか確認するものとする」としているところ。  計画等における記載の状況 対応状況  措置済・措置予定  検討中 措置困難 その他  措置済 措置するか否かを含めて検討中  損置予定  具体的措置の検討中		「信託業務を営む金融機関(以て	下、兼営金融村	幾関)が代	理店として認可で	を受けていない者より顧客の
計画等における記載の状況       「記載なし」         対応状況       措置済・措置予定       検討中 措置困難 その他 措置済 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 具体的措置の検討中		紹介を受けた場合、当該紹介者に	こおいて当該:	金融機関の	)顧客開拓を営業	目標としている、顧客の要請
計画等にお 「記載なし」 ける記載の状 況 対応状況 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済 措置するか否かを含めて検討中		に基づかない紹介を行っている€	等実質的な代	理店となっ	っていないか確認	するものとする」としている
ける記載の状況         対応状況       措置済・措置予定       検討中 措置困難 その他         措置済 措置方定       措置するか否かを含めて検討中		ところ。				
ける記載の状況         対応状況       措置済・措置予定       検討中 措置困難 その他         措置済 措置方定       措置するか否かを含めて検討中						
対応状況     措置済・措置予定     検討中     措置困難     その他       措置済     措置するか否かを含めて検討中       措置予定     具体的措置の検討中	計画等にお	「記載なし」				
対応状況 措置予定 検討中 措置困難 その他	ける記載の状					
措置済 措置するか否かを含めて検討中 措置予定 具体的措置の検討中	況					
措置予定 具体的措置の検討中	対応状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他
		措置済	措置	するか否だ	かを含めて検討中	
(実施(予定)時期:		措置予定	具体	的措置の枠	<b>検討中</b>	
(実施(予定)時期:    ) 						
		(実施(予定)時期:	) 			

信託代理店を認可にかからしめている趣旨は、一般的に信託商品は、商品性が複雑であり、元本割れのリスクのある実績配当型商品であることから、顧客説明・商品説明にあたっては高度な専門知識が要求されることにある。こうした信託代理店制度の趣旨に鑑み、事務ガイドラインでは、紹介者において当該金融機関の顧客開拓を営業目標としている場合や顧客の要請に基づかずに紹介を行っている場合などは、実質的に代理にあたる旨を明確化したもの。顧客の要請に基づき単に紹介を行う行為までをも禁じているわけではない。

また、事務ガイドラインの書きぶりを変更する必要があるとは考えていない。

担当局課室等名 │ 監督局銀行第一課、総務企画局信用課

分 野	銀 行 意見・要望提出者 第二地方銀行協会
項目	いわゆるM & A 業務の銀行法上の位置付けの明確化
意見・要望	・いわゆるM&A業務の銀行法上の位置付けが明確化されていない。
等の内容	・「各省庁等における規制改革に関する内外からの規制緩和要望等に係る対応状況」(平成 14 年 6
	月公表)では、「銀行業の『その他付随業務』の範囲については、本業と機能的な親近性、リスク
	の同質性、利用者利便、余剰能力(エクセス・キャパシティ)の活用等の観点から、事務ガイドラ
	インにおいて付随業務に該当するかどうかの判断基準を提示することにより、いわゆるノーアクシ
	ョンレターの活用を促す」とされている。
	・いわゆるM&A業務のうち、銀行が銀行の融資先等に対して合併、買収、営業譲渡及び会社分割
	等に関する仲介、助言を行うことは、銀行法第 10 条第 2 項の「その他の銀行業に付随する業務」に
	該当する旨を事務ガイドライン等において明確化する。
	・M&Aは顧客の経営再建や事業継承により銀行資産の劣化防止に役立つものであり、多くの銀行
	が顧客からM&Aに関する相談を受けているのが現状であるが、M&A業務が銀行法第 10 条第 2 項
	の「その他の銀行業に付随する業務」に該当することが明確化されていない。顧客のニーズに十分
	対応するためにも、M&A業務が「その他の銀行業に付随する業務」に該当することを明確化する
	必要がある。・いわゆるM&A業務のうち、銀行が銀行の融資先等に対して合併、買収、営業譲渡
	及び会社分割等に関する仲介、助言を行うことは、銀行法第 10 条第 2 項の「その他付随業務」に該
	当する旨を事務ガイドラインにおいて明確化する。
関係法令	銀行法第 10 条第 2 項 共管
	金融庁事務ガイドライン 1-6-4(8)
制度の概要	当該業務が、銀行法第 10 条第 2 項の「その他付随業務」の範疇にあるかどうかの判断にあたって
	は、法第 12 条において他業が禁止されていることに十分留意しつつ、事務ガイドライン 1-6-4(8)
	の観点から判断することとしている。
	なお、銀行が新規の事業等を具体的に計画している場合において、その事業を行うことが銀行法に
	抵触することになるかどうかについての照会については、法令事前確認手続(ノー・アクション・
	レター)を活用することが可能。
計画等にお	「該当なし」
ける記載の状	
況	
対応状況	措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他
	措置済 措置するか否かを含めて検討中
	措置予定 具体的措置の検討中
	(実施時期:H14.4.4(ガイドライン制定))

当該事業内容は様々であり一概には申し上げられないが、一般的に、銀行が融資先等の経営再建や経営支援の一環として、融資先等企業の経営に関して様々な助言等を行うことは、原則として問題ない。

なお、その他付随業務は、銀行法第 12 条の趣旨を踏まえ、事務ガイドラインに則して個別に判断される事項であり、銀行が新規の事業等を具体的に計画している場合において、その事業を行うことが銀行法に抵触することになるかどうかについての照会については、法令事前確認手続(ノー・アクション・レター)を活用することが可能。

担当局課室名

監督局銀行第一課、総務企画局信用課

分	野	銀 行	意見・要望提出者	全国地方銀行協会、第	2 地方銀行協会
項	目	銀行のクレジットカード子会社	上等における顧客会員サ	ービス業務の取扱い	
意見	・要望	銀行のクレジットカード子会社	<b>比等において、一般的な</b>	クレジットカード会社に	こおいて行われてい
等のほ	内容	る顧客会員サービス業務(保険	<sup>食</sup> 代理、旅行代理、物品	販売)を取扱うことを認	<b>ぷめる</b> 。
関係	 法令	銀行法施行規則第 17 条の 3 第	2 項第 9 号	共管	
制度	の概要	銀行のクレジットカード会社に	こついては、クレジット	カードの発行及びカート	*利用代金の決済に
		限定されている。			
	等にお	「該当なし」			
刀る記	載の状				
76					
対応	状況	措置済·措置予定	検討中	措置困難	その他
		措置済	措置するか否	かを含めて検討中	
		措置予定	具体的措置の	検討中	
		(実施(予定)時期:	)		
(説明	)				
( 1/0 -/ 3	,				
銀行	法上の他	業禁止の趣旨及びグル プ全体	でのリスク管理という勧	関点から、銀行が子会社 と	こして保有できる子
会社の	業務範囲	は限定されている。			
+n \l	口细点在	F	5 C /		
担当	局課室名	監督局銀行第一課、総務企画	11月11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 1		

分	野	銀行	意見・要望提出者	全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全
				国信用金庫協会、全国信用組合中央協会
項	目	リストラ等により生じた遊休	不動産の有効活用	
意見	・要望	リストラ等により廃止した店	舗等については、当該不	動産を処分するまでの間の一時的な賃貸を
等の内	容	可能とする。		
			1	
関係法	去令	銀行法第 12 条	共管	
制度の	の概要	・銀行の営業用不動産の有効	舌用については、平成 10	) 年 6 月に大蔵省銀行局銀行課長・中小金融
			既存店舗用建物の余剰部	3分の賃貸等に関する様々な規制が廃止され
		た。		
	*** I I.	F + 1/2 to 1		
	等にお	「該当なし」		
ける記述	似 次			
況				
対応制	 犬況	 	検討中 措置	困難その他
ר אטיו ניא	/\ <i>[</i> ]	措置済	_	かを含めて検討中
		措置予定	具体的措置の	
		J	V. E. S. M. T.	
		(実施(予定)時期:	)	
			-	

銀行がリストラ等により生じた店舗等の遊休不動産を賃貸することについては、必ずしも直ちに銀行法 第12条(他業禁止規定)に抵触するものではないが、同条の趣旨に留意する必要がある。

なお、その他付随業務は、銀行法第 12 条の趣旨を踏まえ、事務ガイドラインに則して個別に判断される事項であり、銀行が新規の事業等を具体的に計画している場合において、その事業を行うことが銀行法に抵触することになるかどうかについての照会については、法令事前確認手続(ノー・アクション・レター)を活用することが可能。

担当局課室名 監督局銀行第一課、総務企画局信用課

対 野 銀 行					
意見・要望 銀行業務と密接な関係を有し、経営効率を高め、顧客利便の向上・魅力ある金融サービスの提供に等の内容 資すると考えられる業務について、経済社会のIT化の進展等も踏まえ、幅広く検討を行い、必要と考えられるものについては積極的に銀行による取扱いを認めていく(あるいは、取扱いが可能である旨明確化する)。  具体的には、(1)銀行業務に関連する幅広い仲介・斡旋手数料等の徴求、(2)遊休不動産の賃貸等、(3)プログラム作成・販売・計算受託、(4)各種コンサルティングサービス等  関係法令 銀行法第10条第2項、第12条 共管 金融庁事務ガイドライン 1-6-4(8)  對該業務が、銀行法第10条第2項の「その他付随業務」の範疇にあるかどうかの判断にあたっては、法第12条において他業が禁止されていることに十分留意しつつ、事務ガイドライン 1-6-4(8)の観点から判断することとしている。また、銀行が新規の事業や取引を行うことが銀行法に抵触することになるかどうかについての照会については、法令事前確認手続(ノー・アクション・レター)を活用することが可能。  計画等にお 【規制改革推進3カ年計画(改定)】  「その他銀行業に付随する業務」の該当基準の明確化 情報化・高酸化等の環境変化が急速に進む中、多様化・高度化する顧客ニーズへの的確な対応を通じて顧客の利便性を向上していくためには、金融審議会第一部会に示された考え方を踏まえ、「その他付随業務」の該当基準を早急に明確化し、付随業務の範囲を柔軟に拡大する。【金融庁事務ガイドライン】(平成13年度措置済み)  指置済 指置予定 検討中 指置困難 その他 対応状況  指置済 指置予定 検討中 指置困難 その他	分 野	銀 行 意見・要望提	出者	全国地方銀行協会	
等の内容	項目	銀行本体に係る他業禁止規制の幅広い緩和			
等の内容					
と考えられるものについては積極的に銀行による取扱いを認めていく(あるいは、取扱いが可能である旨明確化する)。     具体的には、(1)銀行業務に関連する幅広い仲介・斡旋手数科等の徴求、(2)遊休不動産の賃貸等、(3)プログラム作成・販売・計算受託、(4)各種コンサルティングサービス等  関係法令 銀行法第10条第2項、第12条	意見・要望	銀行業務と密接な関係を有し、経営効率を高	め、顧客	客利便の向上・魅力ある金融サービスの提	単供に
ある旨明確化する)。  具体的には、(1)銀行業務に関連する幅広い仲介・斡旋手数料等の徴求、(2)遊休不動産の賃貸等、(3)プログラム作成・販売・計算受託、(4)各種コンサルティングサービス等  関係法令 銀行法第10条第2項、第12条 金融庁事務ガイドライン1-6-4(8)  制度の概要 当該業務が、銀行法第10条第2項の「その他付随業務」の範疇にあるかどうかの判断にあたっては、法第12条において他業が禁止されていることに十分留意しつつ、事務ガイドライン1-6-4(8)の観点から判断することとしている。また、銀行が新規の事業や取引を行うことが銀行法に抵触することになるかどうかについての照会については、法令事前確認手続(ノー・アクション・レター)を活用することが可能。  計画等にお 【規制改革推進3カ年計画(改定)】  【2(3)ア】 「その他銀行業に付随する業務」の該当基準の明確化情報化・高齢化等の環境変化が急速に進む中、多様化・高度化する顧客ニーズへの的確な対応を通じて顧客の利便性を向上していくためには、金融審議会第一部会に示された考え方を踏まえ、「その他付随業務」の該当基準を早急に明確化し、付随業務の範囲を柔軟に拡大する。【金融庁事務ガイドライン】(平成13年度措置済み)  指置済・措置予定 検討中 措置困難 その他  対応状況  指置済・措置予定 検討中 措置困難 その他  対応状況	等の内容	資すると考えられる業務について、経済社会(	カIT化	化の進展等も踏まえ、幅広く検討を行い、	必要
具体的には、(1)銀行業務に関連する幅広い仲介・斡旋手数料等の徴求、(2)遊休不動産の賃貸等、(3)プログラム作成・販売・計算受託、(4)各種コンサルティングサービス等  関係法令 銀行法第10条第2項、第12条 共管 金融庁事務ガイドライン 1-6-4(8)  制度の概要 当該業務が、銀行法第10条第2項の「その他付随業務」の範疇にあるかどうかの判断にあたっては、法第12条において他業が禁止されていることに十分留意しつつ、事務ガイドライン 1-6-4(8)の 観点から判断することとしている。また、銀行が新規の事業や取引を行うことが銀行法に抵触することになるかどうかについての照会については、法令事前確認手続(ノー・アクション・レター)を活用することが可能。  計画等にお 「規制改革推進3ヵ年計画(改定)】 「その他銀行業に付随する業務」の該当基準の明確化 情報化・高齢化等の環境変化が急速に進む中、多様化・高度化する顧客ニーズへの的確な対応を通じて顧客の利便性を向上していくためには、金融審議会第一部会に示された考え方を踏まえ、「その他付随業務」の該当基準を早急に明確化し、付随業務の範囲を柔軟に拡大する。【金融庁事務ガイドライン】(平成13年度措置済み)  措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他  対応状況  措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他		と考えられるものについては積極的に銀行に	よる取扱	扱いを認めていく(あるいは、取扱いが可	『能で
(3)プログラム作成・販売・計算受託、(4)各種コンサルティングサービス等   関係法令 銀行法第10条第2項、第12条 会融庁事務ガイドライン1-6-4(8)   制度の概要   当該業務が、銀行法第10条第2項の「その他付随業務」の範疇にあるかどうかの判断にあたっては、法第12条において他業が禁止されていることに十分留意しつつ、事務ガイドライン1-6-4(8)の観点から判断することとしている。また、銀行が新規の事業や取引を行うことが銀行法に抵触することになるかどうかについての照会については、法令事前確認手続(ノー・アクション・レター)を活用することが可能。   計画等にお		ある旨明確化する)。			
関係法令 銀行法第 10 条第 2 項、第 12 条		具体的には、(1)銀行業務に関連する幅広い	仲介・草	斡旋手数料等の徴求、(2)遊休不動産の賃	貸等、
会融庁事務ガイドライン 1-6-4(8)  制度の概要  当該業務が、銀行法第 10 条第 2 項の「その他付随業務」の範疇にあるかどうかの判断にあたっては、法第 12 条において他業が禁止されていることに十分留意しつつ、事務ガイドライン 1-6-4(8)の観点から判断することとしている。また、銀行が新規の事業や取引を行うことが銀行法に抵触することになるかどうかについての照会については、法令事前確認手続(ノー・アクション・レター)を活用することが可能。  計画等にお		(3)プログラム作成・販売・計算受託、(4)各種	重コンサ	サルティングサービス等	
会融庁事務ガイドライン 1-6-4(8)  制度の概要  当該業務が、銀行法第 10 条第 2 項の「その他付随業務」の範疇にあるかどうかの判断にあたっては、法第 12 条において他業が禁止されていることに十分留意しつつ、事務ガイドライン 1-6-4(8)の観点から判断することとしている。また、銀行が新規の事業や取引を行うことが銀行法に抵触することになるかどうかについての照会については、法令事前確認手続(ノー・アクション・レター)を活用することが可能。  計画等にお					
制度の概要 当該業務が、銀行法第 10 条第 2 項の「その他付随業務」の範疇にあるかどうかの判断にあたっては、法第 12 条において他業が禁止されていることに十分留意しつつ、事務ガイドライン 1-6-4(8)の観点から判断することとしている。また、銀行が新規の事業や取引を行うことが銀行法に抵触することになるかどうかについての照会については、法令事前確認手続(ノー・アクション・レター)を活用することが可能。  計画等にお	関係法令	銀行法第 10 条第 2 項、第 12 条	共管		
法第 12 条において他業が禁止されていることに十分留意しつつ、事務ガイドライン 1-6-4(8)の観点から判断することとしている。また、銀行が新規の事業や取引を行うことが銀行法に抵触することになるかどうかについての照会については、法令事前確認手続(ノー・アクション・レター)を活用することが可能。  計画等にお 【規制改革推進3ヵ年計画(改定)】 「その他銀行業に付随する業務」の該当基準の明確化情報化・高齢化等の環境変化が急速に進む中、多様化・高度化する顧客ニーズへの的確な対応を通じて顧客の利便性を向上していくためには、金融審議会第一部会に示された考え方を踏まえ、「その他付随業務」の該当基準を早急に明確化し、付随業務の範囲を柔軟に拡大する。【金融庁事務ガイドライン】(平成13年度措置済み)  措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他  対応状況 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他		金融庁事務ガイドライン 1-6-4(8)			
観点から判断することとしている。 また、銀行が新規の事業や取引を行うことが銀行法に抵触することになるかどうかについての照会については、法令事前確認手続(ノー・アクション・レター)を活用することが可能。  計画等における記載状況  【 2 (3) ア 】 「その他銀行業に付随する業務」の該当基準の明確化 情報化・高齢化等の環境変化が急速に進む中、多様化・高度化する顧客ニーズへの的確な対応を通じて顧客の利便性を向上していくためには、金融審議会第一部会に示された考え方を踏まえ、「その他付随業務」の該当基準を早急に明確化し、付随業務の範囲を柔軟に拡大する。【金融庁事務ガイドライン】(平成13年度措置済み)  措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 対応状況  措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他	制度の概要	当該業務が、銀行法第 10 条第 2 項の「その他か	寸随業務	務」の範疇にあるかどうかの判断にあたっ	ては、
また、銀行が新規の事業や取引を行うことが銀行法に抵触することになるかどうかについての照会については、法令事前確認手続(ノー・アクション・レター)を活用することが可能。  計画等にお 【規制改革推進3ヵ年計画(改定)】  「その他銀行業に付随する業務」の該当基準の明確化 情報化・高齢化等の環境変化が急速に進む中、多様化・高度化する顧客ニーズへの的確な対応を通じて顧客の利便性を向上していくためには、金融審議会第一部会に示された考え方を踏まえ、「その他付随業務」の該当基準を早急に明確化し、付随業務の範囲を柔軟に拡大する。【金融庁事務ガイドライン】(平成13年度措置済み)  措置済 検討中 措置困難 その他 対応状況 措置済 横割中 措置困難 その他		法第 12 条において他業が禁止されていること	に十分に	∱留意しつつ、事務ガイドライン 1-6-4(8	; ) o
については、法令事前確認手続(ノー・アクション・レター)を活用することが可能。   計画等における記載状況		観点から判断することとしている。			
計画等にお ける記載状況 【 2(3)ア 】 「その他銀行業に付随する業務」の該当基準の明確化 情報化・高齢化等の環境変化が急速に進む中、多様化・高度化する顧客ニーズへの的確な対応を通じて顧客の利便性を向上していくためには、金融審議会第一部会に示された考え方を踏まえ、「その他付随業務」の該当基準を早急に明確化し、付随業務の範囲を柔軟に拡大する。【金融庁事務ガイドライン】(平成13年度措置済み)  措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 対応状況 指置済 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		また、銀行が新規の事業や取引を行うことが	銀行法に	に抵触することになるかどうかについての	)照会
【 2 (3) ア 】 「その他銀行業に付随する業務」の該当基準の明確化 情報化・高齢化等の環境変化が急速に進む中、多様化・高度化する顧客ニーズへの的確な対応を通じて顧客の利便性を向上していくためには、金融審議会第一部会に示された考え方を踏まえ、「その他付随業務」の該当基準を早急に明確化し、付随業務の範囲を柔軟に拡大する。【金融庁事務ガイドライン】(平成13年度措置済み)  措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 対応状況 措置済 措置するか否かを含めて検討中		については、法令事前確認手続(ノー・アクラ	ション・	・レター)を活用することが可能。	
【 2 (3) ア 】 「その他銀行業に付随する業務」の該当基準の明確化 情報化・高齢化等の環境変化が急速に進む中、多様化・高度化する顧客ニーズへの的確な対応を通じて顧客の利便性を向上していくためには、金融審議会第一部会に示された考え方を踏まえ、「その他付随業務」の該当基準を早急に明確化し、付随業務の範囲を柔軟に拡大する。【金融庁事務ガイドライン】(平成13年度措置済み)  措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 対応状況 措置済 措置するか否かを含めて検討中					
「その他銀行業に付随する業務」の該当基準の明確化 情報化・高齢化等の環境変化が急速に進む中、多様化・高度化する顧客ニーズへの的確な対応を通 じて顧客の利便性を向上していくためには、金融審議会第一部会に示された考え方を踏まえ、「そ の他付随業務」の該当基準を早急に明確化し、付随業務の範囲を柔軟に拡大する。【金融庁事務ガ イドライン】(平成13年度措置済み) 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 対応状況 措置済定 検討中 措置困難 その他	計画等にお	【規制改革推進3ヵ年計画(改定)】			
情報化・高齢化等の環境変化が急速に進む中、多様化・高度化する顧客ニーズへの的確な対応を通じて顧客の利便性を向上していくためには、金融審議会第一部会に示された考え方を踏まえ、「その他付随業務」の該当基準を早急に明確化し、付随業務の範囲を柔軟に拡大する。【金融庁事務ガイドライン】(平成13年度措置済み)  措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 対応状況 措置済定 措置するか否かを含めて検討中 措置予定 具体的措置の検討中	ける記載状況	【 2(3)ア 】			
じて顧客の利便性を向上していくためには、金融審議会第一部会に示された考え方を踏まえ、「その他付随業務」の該当基準を早急に明確化し、付随業務の範囲を柔軟に拡大する。【金融庁事務ガイドライン】(平成13年度措置済み)  措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 対応状況 措置済 措置するか否かを含めて検討中 措置予定 具体的措置の検討中		「その他銀行業に付随する業務」の該当基準の	り明確化	化	
の他付随業務」の該当基準を早急に明確化し、付随業務の範囲を柔軟に拡大する。【金融庁事務ガイドライン】(平成13年度措置済み)  措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 対応状況 措置済 措置するか否かを含めて検討中 措置予定 具体的措置の検討中		情報化・高齢化等の環境変化が急速に進む中、	多樣化	化・高度化する顧客ニーズへの的確な対応	を通
イドライン】(平成13年度措置済み)         対応状況       措置済・措置予定       検討中       措置困難       その他         対応状況       措置済       措置するか否かを含めて検討中         対応状況       措置済       損置するか否かを含めて検討中         対応状況       担当体的措置の検討中		じて顧客の利便性を向上していくためには、	金融審議	議会第一部会に示された考え方を踏まえ、	「そ
措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 対応状況 措置済 措置するか否かを含めて検討中 措置予定 具体的措置の検討中		の他付随業務」の該当基準を早急に明確化し、	付随業	業務の範囲を柔軟に拡大する。【金融庁事	₿務ガ
対応状況		イドライン】(平成13年度措置済み)			
措置予定 具体的措置の検討中		措置済・措置予定検討中	措置	置困難その他	
	対応状況	措置済措置済	するか否	否かを含めて検討中	
(実施時期:H13.7.9(法令適用事前確認手続策定)、H14.4.4(ガイドライン制定))		措置予定 具体的	り措置の	の検討中	
		(実施時期:H13.7.9 (法令適用事前確認手続	策定)、	、H14.4.4(ガイドライン制定))	

その他付随業務は、銀行法第 12 条の趣旨を踏まえ、事務ガイドラインに則して個別に判断される事項であり、銀行が新規の事業等を具体的に計画している場合において、その事業を行うことが銀行法に抵触することになるかどうかについての照会については、法令事前確認手続(ノー・アクション・レター)を活用することが可能。

担当局課室名 監督局銀行第一課、総務企画局信用課

			L 322 1034 75 A
分 野	銀行	要望提出者	都銀懇話会、第2地方銀行協会
項目	子会社における「業務に附帯する	る業務」の要件の明確1	'E
要望の内容	子会社における「業務に附帯する	る業務」の要件の明確1	化を図る。
	(銀行法施行規則第 17 条の 3 第	1 項第 26 号及び同第	2 項第 36 号)
	・銀行法における銀行本体の行う	う「その他付随業務」に	こついて、金融審議会における検討を踏まえた
	要件の明確化が図られたが、その	D一方、銀行法施行規!	則第 17 条の 3 第 1 項第 26 号及び同第 2 項第
	36 号には、子会社対象会社の営	むことのできる業務と	:して,「全各号に掲げる業務に附帯する(当
	該各号に掲げる業務を営む者が割	営む場合に限る)」が挑	<b>引げられているが、具体的にどのような業務が</b>
	附帯業務に該当するかが必ずしも	5明確ではない。子会社	tの業務範囲についても同様の趣旨明確化が適
	当と考えられる。		
	・グループ会社の取り扱う業務範	囲も銀行本体のそれと	こ同様、金融技術の進展や顧客のニーズの多様
	化といった環境変化を踏まえて変	変化することが想定され	れるため、こうした変化に対応し、幅広い業務
	を営むことで顧客サービスの高原	度化・多様化を実現す <i>る</i>	るために、各行が自己責任において個別業務の
	取り扱い可否を判断できるよう、	附帯業務の要件を明確	確化すべき。
関係法令	銀行法施行規則第17条の3第13	項第 26 号及 共管	
	び同第2項第36号		
制度の概要	銀行法(抄)		
	(銀行の子会社の範囲等)		
	第十六条の二 銀行は、次に	掲げる会社(以下こ	の条において「子会社対象会社」という。)
	以外の会社を子会社として	はならない。	
	八 次に掲げる業務を専ら	営む会社	
	イー従属業務		
	口 金融関連業務		
	2 前項において、次の各	号に掲げる用語の意	気義は、当該各号に定めるところによる。
	一 従属業務 銀行又は前	1項第二号から第七号	号までに掲げる会社の営む業務に従属する
	業務として内閣府令で定	めるもの	
	二 金融関連業務 銀行業	(、証券業又は保険業	<b>巻に付随し、又は関連する業務として内閣</b>
	府令で定めるもの		
	銀行法施行規則(抄)		
	(銀行の子会社の範囲等)		
		)二第二項第一号 に	規定する内閣府令で定めるものは、次に掲
	げるものとする。		
		<b>ែ務に附帯する業務(</b>	〔当該各号に掲げる業務を営む者が営むも
	のに限る。)		
	2 法第十六条の二第二項	第二号  に規定する	内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの

とする。 三十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務(当該各号に掲げる業務を営む者が営むも のに限る。) 計画等にお | 総合規制改革会議第2次答申 ける記載の状 【第2章13.3別表(2)1】 銀行子会社における「業務に付帯する業務」の要件の明確化を図る【平成14年度中に検 況 討・結論】 対応状況 措置済·措置予定 検討中 その他 措置困難 措置済 措置するか否かを含めて検討中 措置予定 具体的措置の検討中 (実施(予定)時期:

#### (説明)

銀行法上の他業禁止の趣旨及びグループ全体でのリスク管理という観点から、銀行法施行規則において 銀行の子会社業務を限定して列挙しているものであることから、「附帯する業務」の定義については事前 に明確化すべきではなく、子会社で営むことにふさわしい業務が新たに生じた場合には、施行規則の改正 により対応すべきである。

なお、その事業を行うことが銀行法に抵触することになるかどうかについては、法令事前確認手続(ノー・アクション・レター)の活用により、個々に確認していくことが可能となっている。

担当局課室等名

監督局銀行第一課、総務企画局信用課

							_
分	野	銀	行	意見・要望提出者	都銀懇詢	話会、第2地方銀行協会、日	本経
					団連		
項	目	自己競落会社の	対象物件等に	- 係る規制緩和			
意見・	要望等の	競落対象物件の	)拡大				
内容		親会社に配	営当のあるもの	だけでなく、子会社、関	係会社に配	当のあるものも可とする	
		出資条件の緩和	1				
		自己競落会	社に対して、	当該親銀行の親会社(持	株会社)や	グループ会社の出資も認める	る
関係法	5令	事務ガイドライ	ン1 - 8 - 2		共管	なし	
制度の	)概要	現在、自己競落	会社について	は、以下の制限が課され	ている。		
		競落対象物	7件は、親銀行	の貸出金等に係る担保物	70件、すなわ	つち当該物件の競落により親	銀行
		に配当がある物	7件に限定され	ている。			
		自己競落会	≷社は、親銀行	の100%出資でなけれ	ばならない		
計画等	手における	総合規制改革会	議第2次答申				
記載の状	<b></b>	【第2章3.2	(4)]				
		自己競落による	競落の仕組み	の検討【平成 15 年度検	討】		
対応の	)状況	措置済・措	置予定	検討中	措置困難	きょうせい その他	
		措置済	Ī	措置するか否	かを含めて	検討中	
		措置予	定	具体的措置の	検討中		
		(実施(予定)時期	期:平成15年	E度検討(総合規制改革:	会議第2次智	答申 3 - 2 -(4)))	
I .							

競落対象物件の拡大については、銀行の他業禁止規定や自己競落会社が担保不動産を取得するのは親銀行が債権を回収するために真に必要な場合であって、競落人が他に見出せない場合に限定されるとの規制の趣旨を踏まえ、検討する。

また、出資条件の緩和については、独禁法 1 1 条ガイドライン及び銀行関係事務ガイドラインの改正を踏まえ、検討する。

担当局課室名	監督局	銀行第一課、	総務企画局	信用課

分 野	銀行	意見・要望提出	全国地方銀行協会					
項 目	従属業務会社の業務範囲の拡大							
意見・要望	一定のリスク管理体制の整備を条	一定のリスク管理体制の整備を条件に、従属業務会社の業務範囲を拡大する。						
等の内容								
	現在、従属業務会社の業務範囲	については、事務ガ	<b>iイドラインにより、</b>	「銀行の業務にかかる事				
	務のうちその基本にかかることの	ないもの」に限定さ	れており、効果的なこ	アウトソーシングによる				
	銀行経営効率化の妨げとなってい	る。銀行の従属業務	8会社に対して、一定の	のリスク管理体制の整備				
	を条件に、銀行本体の幅広い業務	を当該会社に委託す	ることを認めるべきて	<b>である。</b>				
	例えば、次のような業務の従	従属業務会社へのア	ウトソーシングは不可	丁能であると解されてい				
	る。 ・為替送信オペレーション	・カード喪失時	等の顧客元帳操作					
関係法令	銀行法第 16 条の 2 、銀行法施行規	見則第 17 共管						
	条の3第1項、事務ガイドライング	1-8-1(2)						
制度の概要	事務ガイドライン							
	1 - 8 - 1 子会社等の業務の	範囲						
	子会社等の業務の範囲について	は、以下の点に留	3意するものとする。					
	(2) 銀行の子会社が営む従属	業務(法第16条の	カ2第2項第1号に	規定する従属業務をい				
	う。以下同じ。)については、	銀行の業務に係る	る事務のうち、その詞	業務の基本に係ること				
	のないものに限定されているか	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,						
計画等に	「該当なし」							
おける記載								
の状況								
対応状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他				
	措置済	措置する	か否かを含めて検討	中				
	措置予定	具体的措	<b>置の検討中</b>					
	(実施(予定)時期:	)						
				***************************************				

従属業務は他業であり、分社化を通じた経営効率化等の観点から一定の業務を営む会社に限り、親会社との一体性確保を前提として従属業務子会社とすることが認められているものであり、銀行法上の他業禁止の趣旨及びグル プ全体でのリスク管理という観点から、銀行の業務に係る事務のうち、その業務の基本に係ることのないものに限定して認められるものであることから、措置困難。

ただし、銀行業に付随し、または関連する業務として、銀行法第 16 条の 2 第 2 項第 2 号に定める金融関連業務の範疇においてアウトソースすることについては問題がない。

なお、銀行の子会社が新規の事業等を具体的に計画している場合において、その事業を行うことが銀行法に抵触することになるかどうかについての照会については、法令事前確認手続(ノー・アクション・レター)を活用することが可能。

担当局課室名 監督局銀行第一課、総務企画局信用課

		T .		
分 野	銀 行	意見・要望提出者	都銀懇話会	
項 目	店舗等の他者との共用に関する規制の撤廃			
要望の内容	事務ガイドライン1-10-1「店舗等の他者との共用」の撤廃			
	金融再編とグループ化進展	に伴い、銀行の店舗の共用	は、信託銀行や証券を	会社等、同一金融グルー
	プ内で経営効率化やシナジ	ー創出を図っていく上では	は不可欠な施策。また、	最近では、店舗余剰ス
	ペースの有効活用の観点から、他行や他業態との店舗共用のニーズも増加してきている。一方、事			
	務ガイドライン上、店舗の共用についての記述があるものの、「適切な店舗配置」としか記述され			
	ておらず、具体的な基準が不明確。顧客の誤認防止、顧客情報の保護及び防犯上等への対応は、銀			
	行が自主的に行うべきものであり、事務ガイドラインを廃止すべきと思われる。			
関係法令	【預金取扱い金融機関事務ガイドライン(1-12-1)】 共管			
	金融機関が、その営業所	を他者の本支店等と同一	−建物、	
	同一フロアに設置する場	合には、顧客の誤認防止	二、顧客	
	情報の保護及び防犯上の	観点から、適切な措置か	<b>「講じら</b>	
	れているか確認すること	とする。【平成14年9)	月措置】	
制度の概要	金融機関がその営業所を	他者の営業所と同一建物	物、同一フロア設置 <sup>で</sup>	する場合には、顧客の
	誤認防止、顧客情報の保	護及び防犯上の観点から	ら、適切な措置が講し	じられている必要があ
	る。			
計画等にお				
ける記載の状				
況				
対応状況	措置済·措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するだ	い否かを含めて検討り	中
	措置予定	具体的措置	<b>置の検討中</b>	
	(実施 <del>(予定)</del> 時期:14 年	9月) (結論時期:	年 月)	
l				

金融機関が経営効率化やシナジー創出を図っていくという観点から、その営業所を他者(銀行、信託銀行、証券会社、一般事業会社等)の営業所等と同一建物、同一フロアに設置することはすでに可能であるが、その場合には、顧客の誤認防止、顧客情報の保護及び防犯上の観点から、適切な措置が講じられている必要があり、事務ガイドラインの該当部分の廃止は措置困難。

また、その方法は各金融機関が自らの創意工夫をもって行うべきものであり、具体的な基準の明示等を行うとかってそれを妨げることになりかねない。

担当局課室等名	監督
	- m E

監督局銀行第一課

分	野	銀行	意見・要	望提出者	全国地方銀行協会	、全国信用金庫協会、 ·協会
項	目	自己資本比率算出の際の貸倒引当金の繰入限度額の引上げ				
意見・	要望等	金融検査マニュアルの償却・引当基準が厳正化されたことにより、貸倒引当金が従来より増加してい				
の内容		ることから、自己資本算出上の算入割合を国際統一基準行と同レベル(1.25%)まで緩和する。				
関係	法 令	銀行法 14 条の 2 の規定に基づ	き自己資本	共 管	なし	
		比率の基準を定める件(大蔵省告	示第 55 号、			
		金融庁告示第 23 号)、第 24 条の	1、第 31 条			
		<b>ග</b> 1				
制度の	り概要					
		貸倒引当金は、自己資本比率の第	章出上、分子	に算入できる	る割合は、分母のの	).625%が限度とされてい
		る。				
計画	等にお	「該当なし」				
ける記	載の状					
況						
対応σ	)状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他
		措置済	措置す	るか否かを	含めて検討中	
		措置予定	具体的	]措置の検討	· 中	
		(実施(予定)時期:		)		

自己資本比率は、国際統一基準行は8%以上、国内基準行は4%以上とされており、貸倒引当金の分子への繰入限度についても同様に、国内基準行は国際統一基準行の1/2の0.625%とされているものであり、こうした制度の導入の趣旨を踏まえれば、貸倒引当金の分子への繰入限度額のみを国際統一基準行並みに引き上げることは困難。

担当局課室等名	監督局総務課

分 野	銀行	意見·要望提出者	第二地方銀行協会、	信託協会
項目	信用保証業務を営む子会社等の第	<b>養務範囲の拡大</b>		
意見・要望等	・信用保証業務を営む銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証を行うことを可能とする。			
の内容				
関係法令	平成 10 年 11 月 20 日付金融監督	庁・大蔵省 共 管	なし	
	告示 9 号			
	事務ガイドライン1-6-1			
制度の概要	・銀行の子会社が営む信用保証業	€務は、原則として住宅□	I-ン等消費者ローン	に係るものとされてい
	<b>る</b> 。			
	・保証業務は専業体制で営むこと	ととされている。		
計画等にお	「該当なし」			
ける記載の状				
況				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを	含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の検討	中	
	(実施(予定)時期:	)		

住宅ローン等消費者ローンについては、画一的かつ大量の処理が可能であり、関連会社による集中的処理を行うことが効率的であること等から、銀行の子会社が同ローンに係る信用保証業務を行っている。

銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行うことについては、銀行経営の健全性の観点から検討を行いたい。

担当局課室等名 ┃ 監督局 総務課、銀行第一課、銀行第二課

分 野	銀行	意見・要望提出者	オリックス
項 目	預金(ないしは預金代り金)の収納代行		
意見・要望等	「貸付金の返済金」の収納代行を事業として行っているなど、一定の要件を満たす事業会社について		
の内容	は、CD・ATM以外の方法を含め預金の収納代行を認めること		
関係法令	銀行法第8条、第12条の2第2	項 共管	なし
	出資法第2条		
制度の概要	銀行法施行規則第 13 条の 6 の 4	において、銀行は、CI	・ATMによる預金に係る金銭の受払いに
	関する事務を委託する場合には、	顧客情報の保護、顧客が	「当該銀行と当該委託を受けた者等との誤認
	防止の措置を講じなければならないこととしている。		
	(注)預金の受払いを代理させる	る場合には、代理店(銀	行法第8条)を設置しなければならない。
	なお、代理店に対しては、	銀行からの 100%出資、	専業義務等が課されている。
	出資法において「預り金」とは、	預金と同様の経済的性質	[を有するものとされており、一般的に次の
	4要件のすべてに該当するものと	とされている。	
	不特定かつ多数の者が相手であ	あること、 金銭の受けん	へれであること、 元本の返還が約されてい
	ること、 主として預け主のため	かに金銭の価額を保管す	ることを目的とするものであること
計画等にお	「該当なし」		
ける記載の状			
況			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難その他
	措置済	措置するか否かを	含めて検討中
	措置予定	具体的措置の検討	中
	(実施(予定)時期:	)	

事業者が銀行を代理して預金者から金銭を収納し、預金としての効力を生じさせためには、銀行の代理人(代理店)となることが必要であるが、代理店は銀行の 100%出資が要件であり、専業義務も課されているため、これを当該事業会社に認めることは困難である。

他方、当該事業会社が銀行から単に金銭の収納に関する事務の委託を受けて行う場合には、預金者保護等の観点から、当該事務を支障なく遂行できるよう適切な措置が講じられていることが要件となるため、個別の具体的な事務の内容に則して検討する必要がある。

担当局課室等名	総務企画局	信用課

分 野	金融	意見・要望提出者	農林中央金庫	
項 目	銀行社債や金融債の窓販取扱い			
意見・要望等	国債証券等や投資信託の窓販取扱いが認められる金融機関においては、銀行社債や金融債の窓販取			
の内容	扱いを認める。			
関係法令	証券取引法第65条第1項、第2	項 共管	なし	
制度の概要	証券取引法では、国債証券等や投資信託の窓販取扱いを除いて、銀行、信託会社その他政令で定め			<b>Eめ</b>
	る金融機関は、有価証券の募集もしくは売出の取扱いをしてはならないとされている。			
計画等にお	なし			
ける記載の状				
況				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難その他	
	措置済	措置するか否かを	合めて検討中	
	措置予定	具体的措置の検討	中	
	(実施(予定)時期:	)		

金融機関は、金融機関が証券業を併営することによる利益相反の防止、銀行の企業に対する過度の影響力の防止、銀行経営の健全性の確保等の観点から、証券取引法第65条により社債の取扱い等の証券業務が禁止されており、銀行社債や金融債についても上記の趣旨は該当することから、その窓販取扱いを認めることは困難。

なお、金融機関が自ら発行する債券を販売する行為については、現行法上も認められている。

25日内休至安日   秘切正图内小场味	<b>旨</b> 謂室等名	総務企画局市場課
---------------------	---------------	----------

				1 並	: 附出 ノ」 』
分 野	協同組織金融機関	意見・要	望提出者	全国信用金庫協会	
項 目	劣後債の発行				
意見・要望	• 環境変化に対応した資金調	達手段の多	様化を可能	能とするとともに、自己	資本の充実策
等の内容	として、信用金庫にも社債の	)一種である	劣後債の	発行を認めること。	
関係法令	信用金庫法上定めがない		共管	なし	
制度の概要					
	普通銀行、保険会社、ノンバ	ンクにおい	ても社債(	(劣後債を含む)の発行	が認められて
	いる。				
計画等にお	規制改革推進3か年計画(i	改定)			
ける記載の状	【 2 イ a】				
況	信用金庫等の債券発行				
	資金調達手段の多様化を図る	ことにより	経営基盤を	を強め経営効率を高める	観点から、信
	用金庫等協同組織金融機関の	債券発行が	適切に実施	<b>拖できるよう必要な法的</b>	措置を講ずる
	ことについて、検討する。				
対応の状況	措置済・措置予定	<b>検討中</b>		措置困難	その他
	措置済	措	置するかる	雪かを含めて検討中	
	措置予定	具	体的措置の	の検討中	
	(実施(予定)時期:		)		

協同組織金融機関は会員からの自己資本調達が原則であること、すでに外部からの資本調達手段として優先出資が制度化されていること、及び協同組織であることから各種政策支援措置が講じられていること等に留意しつつ、検討する。

分 野	協同組織金融機関	意見・要	望提出者	全国信用金庫協会	
項 目	普通出資の消却				
意見・要望	• 財務体質の強化、資本効率	の向上等の	観点から、	信用金庫にも商法21	2条の規定を
等の内容	準用し、普通出資の持分の消	自却ができる	ようにする	ること。	
関係法令	信用金庫法第 16 条、第 21	<del></del> 条	共管	なし	
制度の概要	会員の脱退(自由脱退)に	際し、当該	会員の出資	指分を譲り受ける者が [14]	いない場合に
	は、金庫は出資総口数の10	0 分の 5 に	相当する持	分を限度に、一時的に	その出資金を
	譲り受けることができる。				
	譲り受けた持分は速やかに	処分(会員	等への譲渡	) しなければならない。	
計画等にお					
ける記載の状	「該当なし」				
況					
対応の状況	措置済·措置予定	<b>検討中</b>	ı	措置困難	その他
	措置済	措	置するかさ	いを含めて検討中	
	措置予定	具	体的措置の	)検討中	
	(実施(予定)時期:		)		
		·	<b></b>		

信用金庫における出資持分の消却制度の導入については、信用金庫の資本維持、協同組織の特性、及び 持分の消却の必要性等について、慎重な検討が必要である。

(注)金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成 15 年 1 月 1 日施行)においては、合併及び営業全部の譲受けに伴い信用金庫が会員から譲り受けた持分について、一定の要件のもとに期間を定めて消却できる措置を講じたところであり、その実施状況も勘案する必要がある。

				<del>-</del>	
分 野	協同組織金融機関	意見・要	望提出者	全国信用金庫協会	
項目	出資による配当の導入				
意見・要望	信用金庫法第 55 条の 2(商法	の準用)の	規定に、商	5法第 293 条ノ 2(利益の	)資本組入れ)
等の内容	の規定の準用を加え、総(代	)会の決議	をもって乗	余金の配当を出資によ	り行うことを
	可能とすること。				
関係法令	信用金庫法第 57 条		共管	なし	
制度の概要					
	信用金庫における剰余金の配	当は金銭に	限られてい	る。	
計画等にお					
ける記載の状	「該当なし」				
況					
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	1	措置困難	その他
	措置済	措	置するかる	らかを含めて検討中	
	措置予定	具	体的措置の	D検討中	
	(実施(予定)時期:		)		

信用金庫等の協同組織の会員・組合員は中小・零細事業者や個人であり、その剰余金は金銭により会員に 還元されるのが基本であることから、配当を出資により行い、内部留保することについては、慎重な検討 が必要と考えられる。

分 野	協同組織金融機関	意見・要	望提出者	全国信用金庫協会	
項 目	卒業生金融制度の見直し				
意見・要望	昭和 43 年 6 月 1 日付大蔵省	告示第 71 号	を改正し、	会員であった者が脱退し	Jた後も金庫
等の内容	から貸付を受けることを望む	場合には、	卒業生とし	て総貸出の 100 分の 20 は	に相当する金
	額の範囲内で貸付が受けられ	るよう所要の	の措置を講	ずること。	
関係法令	信用金庫法施行令第8条		共管	なし	
	昭和 43 年 6 月 1 日 大蔵省告	示第 71 号			
制度の概要	卒業生金融の取扱いは、次の	とおりとなっ	っている。		
	会員であった期間が3年以上	5 年未満		脱退の時から5年間	
	会員であった期間が5年以上			脱退の時から 10 年間	
計画等にお	規制改革推進3か年計画(改)	定)			
ける記載の状	[ 2 1 b]				
況	信用金庫の卒業生金融制度の	見直し			
	信用金庫の協同組織性を損な	わない範囲	で認められ	れている員外貸出しの枠内	りで、企業規
	模の拡大に伴い信用金庫の会	員資格を失	ういわゆる	。「信用金庫の卒業生」に	に対する貸出
	しを恒久的に認めることについ	ハて検討する	る。		
対応の状況	措置済·措置予定	検討中	ı	措置困難	その他
	措置済	措置	するか否だ	<b>かを含めて検討中</b>	
	措置予定	_ 具体	的措置の検	食討中	
	(実施(予定)時期:		)		

信用金庫は中小企業者を会員とする協同組織金融機関であり、卒業生金融については、会員の法人等が信用金庫法に規定する会員資格の範囲(従業員数300人、資本金9億円を超えない)等を超えて規模が大きくなった場合に期限を定めて例外的に認めているものである。従って、卒業生金融の期間撤廃については、信用金庫の協同組織としての特性、及び協同組織であることから各種政策支援措置が講じられていること等に留意しつつ慎重な検討が必要である。

なお、卒業生金融制度については、平成 10 年 12 月に緩和(会員であった期間が 5 年以上の場合に脱退の時から 7 年間としていたところを 10 年間へ延長) したところである。

				•	亚洲亚川	
分 野	協同組織金融機関	意見・要	望提出者	全国信用金庫協会		
項目	信用金庫の債務保証に係る	大口信用供-	ラ規制の緩	和		
意見・要望	信金中央金庫(しんきん中金	)代理貸付	に係る債務	保証を、国民生活金融は	公庫等の公的	
等の内容	金融機関の代理貸付に係る債	務保証と同様	<sup>羕</sup> 、大口信	用供与規制の対象外とす	ること。	
			,			
関係法令	信用金庫法施行規則第 16 条	€の 2	共管	なし		
制度の概要	信金中央金庫代理貸付に係る	債務保証は、	信用金庫	法第 89 条において準用 <sup>-</sup>	する銀行法第	
	13 条により、大口信用供与規	制の対象と	なっている	•		
	なお、国民生活金融公庫等の	公的金融機	関の代理貸	付に係る保証について	は、信用金庫	
	法施行規則第					
	16 条の 2 により大口信用供与規制の対象から除外されている。					
	(注)大口信用供与規制に係る信用供与額から「法律の定めるところにより、予算につ					
	いて国会の議決を経、又	は承認を受	けなければ	ならない法人の業務の位	代理に付随し	
	てされる債務の保証の額	」を控除する	る。(信用	金庫法施行規則第 16 条	の 2 )	
計画等にお	「該当なし」					
ける記載の状						
況						
対応の状況	措置済・措置予定	<b>検討中</b>	I	措置困難	その他	
	措置済	措	置するか否	かを含めて検討中		
	措置予定	具	体的措置の	)検討中		
	(実施(予定)時期:		)			

公的機関(国民生活金融公庫等)の代理貸付に係る債務保証が大口信用供与規制の対象外とされているのは、これらの機関が中小企業金融の円滑化等に係る国の施策の一翼を担っていることから、政策的な観点より特例として認められているものである。

従って、民間の金融機関である信金中央金庫の代理貸付にかかる債務保証と同列に扱うことはできないと考えられる。

分 野	協同組織金融機関	要望提出者	全国信用金庫協会			
項 目	信金法に基づく業務内容方法	法書の廃止				
要望の内容						
	● 信用金庫が証券取引法第 65	条の2の登録金融	機関として証券業務を行う場	易合、証券取		
	引法に基づく証券業務に関す	ー る業務内容方法書	のほか、信用金庫法に基づく	〈業務内容方		
	法書を定めなければならない	1。記載内容は、前	者が後者の内容を包含するも	<b>らのであるこ</b>		
	とから、あえて信用金庫法上	の業務内容方法書	を独立のものとして存続させ	せる必要性は		
	乏しく、これを廃止すること	- 0				
関係法令	信用金庫法第 53 条第 11 項	共管	なし			
制度の概要		·				
	● 信用金庫が証券取引法第 65 条の 2 に定める証券業務を行おうとする場合には、信用金					
	庫法第 53 項第 11 項に基づき	業務の内容及び方	法を定めて、内閣総理大臣 <i>0</i>	D認可を受け		
	なければならない。また、当	i該認可を受けた業	務の内容及び方法を変更しる	<b>ようとすると</b>		
	きも同様とされている。					
	(注)証券取引法においては、	、平成 10 年 6 月に	上記業務は認可制から登録制	訓に変更とな		
	った。					
計画等にお	規制改革に関する第2次答申	【第2章13.3別	表(1)21】			
ける記載の状	信金法に基づく業務内容方法	書の廃止				
況	「信金法に基づく業務内容方法	法書を廃止する。」	【15 年度中に検討・結論】			
対応状況・	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他		
対応方針	措置済	措置するか	v否かを含めて検討中			
	措置予定	具体的措置	畳の検討中			
	(実施(予定)時期: 年 月	)(結論時期:	年 月)			
r	·					

銀行においては平成 13 年に当該業務内容方法書及びその認可を廃止していることから、信用金庫についても取扱いを検討する必要がある。検討に当たっては、当該業務によるリスクが協同組織金融機関の業務の健全性に与える影響及び当該業務の内容確認についての監督上の必要性等を勘案する必要がある。

				<b>L</b> ,	亚 附五 /) 』
分 野	協同組織金融機関	意見・要	望提出者	全国信用金庫協会	
項 目	会員の法定脱退事由の拡大				
意見・要望	商法第 85 条第 1 項で定める合	名会社の法	定退社原因	<b>国には、「定款二定メタル</b>	事由ノ発生」
等の内容	が含まれ、社員の自治に委ね	られている	部分がある	。これにならい、信用領	金庫の会員の
	法定脱退事由においても、会	員の自治に	<b>委ねる事由</b>	の発生を加えること。	
関係法令	信用金庫法第 17 条		共管	なし	
制度の概要	信用金庫法上、法定脱退事由	は次のとおり	)個別に列	挙されている。	
	● 会員たる資格の喪失				
	● 死亡又は解散				
	● 破産				
	● 除名				
	● 持分の全部の喪失				
計画等にお	「該当なし」				
ける記載の状					
況					
対応の状況	措置済·措置予定	検討	中	措置困難	その他
	措置済	措	置するか召	らかを含めて検討中 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	
	措置予定	具	体的措置の	)検討中	
	(実施(予定)時期:		)		

法定脱退は、法律で定められた一定の事由が発生したことにより、会員の意思にかかわりなく信用金庫 法上当然に脱退の効果が発生するものであり、その事由の拡大については、どのような具体的なケースを 想定するか等を踏まえ、慎重に検討する必要がある。

分 野	協同組織金融機関	意見·要望提出者	全国信用金庫協会
項目	業務報告書の総(代)会承	認制の廃止	
意見・要望	商法第 283 条において営業報	<b>最告書は総会への報告</b>	事項とされていることにならい、信
等の内容	金庫の業務報告書の総(代)	会承認を不要とし、幸	<b>最告事項とすること。</b>
関係法令	信用金庫法第 37 条第 7 項	共管	なし
制度の概要	理事は業務報告書を通常総(	代)会に提出し、その	D承認を求めなければならない。
	(注)銀行(株式会社)につ	いては、商法第 283	条により、総会の招集通知に決算関
	書類等の謄本を添付する	こと、及び貸借対照	表又はその要旨を公告することとさ
	ている。信用金庫につい	てはこのような規定	がなく、これに代えて業務報告書等の
	決算関係書類を通常総会	に提出し、その承認な	を受けることとなっている。
計画等にお	「該当なし」		
ける記載の状			
況			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難その他
	措置済	措置するか	否かを含めて検討中
	措置予定	具体的措置	の検討中
	(実施(予定)時期:	)	
1		======	

信用金庫の取扱いを商法並びとすることについては、協同組織の特性等の観点を踏まえ、慎重な検討が必要である。

				K 1	Z M3 /J 4
分 野	協同組織金融機関	意見・要	望提出者	全国信用金庫協会	
項 目	附属明細書の総(代)会報行	告の廃止			
意見・要望	商法第 283 条において附属明	細書は総会	への報告事	耳項とされていないこと	:にならい、信
等の内容	用金庫の附属明細書の総(代	)会報告をス	不要とする	こと。	
関係法令	信用金庫法第 37 条第 7 項		共管	なし	
制度の概要	理事は附属明細書を通常総(作	代)会に提出	出し、その	内容を報告しなければ	ならない。
	(注)銀行(株式会社)につ	ハては、商河	去第 283 条	€により、総会の招集 <b>通</b>	知に決算関係
	書類等の謄本を添付する	こと、及び	貸借対照表	又はその要旨を公告す	ることとされ
	ている。信用金庫についてはこのような規定がなく、これに代えて業務報告書等の				
	決算関係書類(附属明細	書を含む)	を通常総会	に提出し、その承認を	受けることと
	なっている。				
計画等にお	「該当なし」				
ける記載の状					
況					
対応の状況	措置済·措置予定	_ 検討中		措置困難	その他
	措置済	措	置するか否	sかを含めて検討中	
	措置予定	具	体的措置の	)検討中	
	(実施(予定)時期:		)		
l		<b></b>			

信用金庫の取扱いを商法と同様のものとすることについては、協同組織の特性等の観点を踏まえ、慎重な検討が必要である。

分 野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用金庫協会	
項 目	会員及び債権者の理事会議	事録閲覧謄写請求権	の制限	
意見・要望	信用金庫法第 36 条を改正し、	商法第 260 条ノ4	と同様、会員及び金庫の債権	<b>賃者による理</b>
等の内容	事会議事録の閲覧又は謄写に	ついては、裁判所の	許可を必要とすること。	
関係法令	信用金庫法第 36 条	共管	なし	
制度の概要	会員及び金庫の債権者は、正	当な理由がある限り	) 何時でも理事に対し、総会	除、理事会の
	議事録及び会員名簿の書類の	閲覧又は謄本を求め	ることができる。	
計画等にお	「該当なし」			
ける記載の状				
況				
対応の状況	措置済·措置予定	<b>人</b> 検討中	措置困難	その他
	措置済	措置する	か否かを含めて検討中	
	措置予定	具体的措	置の検討中	
	(実施(予定)時期:	)		

信用金庫は出資者を会員とする協同組織金融機関であり、会員の議事録閲覧権は会員の共益権(経営に参与することを目的とする権利)の一つと解されている。

会員は株主と異なり、金庫の事業を利用するために出資が必要であり、また、株式と異なり出資の譲渡には制限が付されていることなどから、議事録の閲覧又は謄写のような会員としての権利行使は十分に保護されることが必要である。このため、本件については、実務上の問題点も踏まえ、慎重に検討を行なう必要がある。

分 野	協同組織金融機関	要望提出者		全国信用金庫協会		
項 目	信用金庫における議決権の	IT化				
要望の内容	• 平成 13 年の商法改正にお	いて、株式会社は	t.			
	総会に出席しない株主	が書面で議決権	を行	使すること、		
	当該書面に変わり電磁	核的方法(Eメー	ルな	ど)で議決権を行使す	ること、	
	が可能となった。					
	これにならい、同様の手続	きを信用金庫に	つい	ても措置すること。		
関係法令	信用金庫法第 12 条、第 47	条    共	管	なし		
制度の概要	● 総会における議決権の行使	について、書面	及び	電磁的方法による行使	を認める規定は	
	ない。					
	(注)株式会社においては平	成 13 年の商法改	正に	より 代理人による詞	義決権の行使、	
	総会に出席しない株主の	書面による議決	権行	使、 電磁的方法によ	る議決権の行使	
	が行えるようになった。					
計画等にお	「該当なし」					
ける記載の						
状況						
対応状況・	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他	
対応方針	措置済	措置するか否かを含めて検討中				
	措置予定 具体的措置の検討中					
	(実施(予定)時期: 年 月	) (結論時期	: 1	年 月) 		
1						

協同組織金融機関についても、株式会社と同様の措置を導入することについて、その内容、手続き等の具体的な措置を検討する。

分 野	協同組織金融機関	要望提出者	全国信用金庫協会	
項 目	信用金庫における計算書類	・定款のIT化		
要望の内容	• 平成 13 年の商法改正におい	ハて、計算書類等の	電磁的方法による作成	、広告等が可能と
	なったことに伴い、信用金盾	<b>≣においても、定款</b> ↑	や業務方法書等の電磁	的記録による備置
	き、電磁的方法(ウェブサイ	イト等)による閲覧	等に対応できるように	こすること。
関係法令	信用金庫法第 36 条、第 37	条 共管	なし	
制度の概要	• 発起人は、金庫の定款を作	成し、これに署名し		また理事は、定款
	を各事務所に備え置かなけれ	<b>ればならない。</b>		
	• 理事は、事業年度ごとに業	務報告書等を作成し	J、理事会の承認を受	けなければならな
	い。また、理事は通常総会 <i>の</i>	)会日の2週間前かり	ら、業務報告書等を 5	年間主たる事務所
	に、その謄本を3年間従たる	る事務所に備えて置	かなければならない。	
	<ul><li>これらについては、電磁的</li></ul>	方法によることはで	<b>ごきない。</b>	
	(注)株式会社においては、	商法改正により定款	炊や計算書類を電磁的	記録をもって作成
	することができることと	なり、定款に対する	る署名も電磁的署名に	より行うことが可
	能になった。また、定款	や計算書類を電磁的	的方法で作成した場合	には、電磁的記録
	を備え置き交付すること	ができることとなっ	った。	
計画等にお	「該当なし」			
ける記載の				
状況				
対応状況・	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
対応方針	措置済	措置するた	か否かを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置	置の検討中	
	(実施(予定)時期: 年 月	) (結論時期:	年 月)	

協同組織金融機関についても株式会社と同様の措置を導入することとし、その内容、手続き等の具体的な措置について検討を行う。

						1 102 73 2	
分	野	協同組織金融機関	要望提出	占者	全国信用金庫協会		
項	目	定款への従たる事務所の記載の廃止					
要望(	の内容	• 信用金庫の定款の記載事項	[は、法律(	信用金庫	法第 23 条)により記	定められており、そ	
		の中に「事務所の名称及び月	所在地 」が規	見定されて	ている。これを商法第	第 166 条第 1 項第 8	
		号と同様に主たる事務所のる	みの記載と	すること。	•		
関係	法令	信用金庫法第 23 条第 2 項		共管	なし		
制度の	の概要	• 定款には次の事項を記載し	なければな	らない。			
		1.事業					
		2.名称					
		3.地区					
		4.事務所の名称及び所在地	! (以下略	)			
計画領	等にお						
ける記載	載の状	「該当なし」					
況							
対応丬	犬況・	措置済・措置予定	検討・	Þ	措置困難	その他	
対応フ	5針	措置済	措	置するか	<b>い否かを含めて検討中</b>	1	
		措置予定	具	体的措置	この検討中 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の		
		(実施(予定)時期: 年 月	)(結論	時期:	年 月)		

協同組織金融機関の定款においては、会員等の相互扶助等を目的とする金融機関としての特性から、 商法よりも具体的な記載事項が要求されている。従たる事務所についての記載は、会員が利用する施設 を定める意味で、会員資格、地区等と並んで協同組織における基本的事項とされてきたものであり、商 法と同様の取扱いとすることについては、慎重な検討が必要である。

分 野	協同組織金融機関	意見·要	望提出者	全国信用金庫協会	
項目	協同組織金融機関が発行す	る優先出資	に係る10	 ]に満たない優先出資制度の創設	
意見・要望	協同組織金融機関の優先出資	『に関して、	株式会社の	)端株制度に準じた1口に満たない優	
等の内容	先出資の制度を創設すること				
	(協同組織金融機関が発行す	る優先出資	については	は、1口に満たない優先出資の制度が	
	ないため、優先出資の分割を	実施するに	つき支障を	生生ずるおそれがある。)	
関係法令			共管	財務省	
	協同組織金融機関の優先出資	質に関する		農林水産省	
	法律			経済産業省	
				厚生労働省	
制度の概要	協同組織金融機関が発行する優先出資については、1口に満たない優先出資の制度が認				
	められていない。				
計画等にお	「該当なし」				
ける記載の状					
況					
対応の状況	措置済・措置予定	検討	讨中	措置困難 その他	
	措置済	<b>j</b>	昔置するか <sup>:</sup>	否かを含めて検討中	
	措置予定		具体的措置。	の検討中	
	(実施(予定)時期:		)		
[					

商法における株式会社の端株制度と同様の一口に満たない優先出資の制度を協同組織金融機関に関して導入することについては、優先出資の分割方法の多様化の必要性等、実務におけるニーズを十分把握した上で検討する。

				L L	玉 融 厂 】
分 野	協同組織金融機関	意見·要	望提出者	全国信用金庫協会	
項目	商法第 280 条 / 2 第 5 項及	び同法第 28	0 条 / 3 /	2の優先出資への準用	
意見・要望	協同組織金融機関の優先出資	の発行価額	について、	市場価格がある優先出	出資を公正な価
等の内容	額で発行する場合には、株式	会社と同様	、発行価額	頁の決定方法を定めと2	公告又は通知す
	れば足りることとするため、i	商法第 280	条 丿 2 第 5	項及び第 280 条ノ3 /	/ 2 を準用する
	こと。				
関係法令			共管	財務省	
	協同組織金融機関の優先出資	質に関する		農林水産省	
	法律第5条、第8条			経済産業省	
				厚生労働省	
制度の概要	協同組織金融機関の優先出資	の発行価額	等について	は、その都度主務大日	5の認可を受け
	なければならない。				
	協同組織金融機関は、払込期	日の 2 週間	前までに、	発行価額等を公告し、	又は普通出資
	者及び優先出資者に通知しな	ければなら	ない。		
計画等にお	「該当なし」				
ける記載の状					
況					
対応の状況	措置済·措置予定	検討	中	措置困難	その他
	措置済	措	i置するか召	いを含めて検討中	
	措置予定	具	.体的措置の	)検討中	
	(実施(予定)時期:		)		

商法と同様の規定を優先出資に関して導入することについては、発行手続の短縮化の必要性等、実務に おけるニーズを十分把握した上で検討する。

分 野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用金庫協会	
項 目	新優先出資予約権の発行解	!禁		
意見・要望	協同組織金融機関の優先出資	について、資金調	達手段の多様化等の観点7	から、株式会社
等の内容	が発行する新株予約権に相当	する新優先出資予約	的権の発行を可能とする?	こと。
関係法令	協同組織金融機関の優先出資	賢に関する 共管	財務省、農林水産省、	経済産業省、
	法律		厚生労働省	
制度の概要	協同組織金融機関が発行する	優先出資について	は、新優先出資予約権の	発行が認められ
	ていない。			
計画等にお	「該当なし」			
ける記載の状				
況				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置する	か否かを含めて検討中	
	措置予定	具体的措	置の検討中	
	(実施(予定)時期:	)		
ĺ				

株式会社の新株予約権は、ストックオプションの付与、新株予約権付社債の発行等により会社の資金 調達手段を多様化する等の観点から導入されたものである。協同組織金融機関の優先出資は、協同組織 性を踏まえつつ普通出資を補完するものとして導入された制度であることから、新たに優先出資予約権 の制度を導入することについては、実務におけるニーズを十分把握した上で、慎重に検討すべきと考え られる。

分	野	協同組織金融機関	要望提出	∖者	全国信用金庫協会		
項	目	業務方法書の廃止					
要望	の内容	• 金融機関に対する規制監督	予のあり方が	、各金融	は機関の自己責任原則	の観点から、当局	
		指導型から事後監視型に移行	行しているが	いかにあ	って、現状では業務方	法書を存続させる	
		必要性は乏しいため、これを	を廃止するる	こと。			
関係	法令	信用金庫法第 29 条、第 31 条	•	共管	なし		
制度	の概要	• 金庫は、内閣総理大臣の事	業免許を受	けようと	するときは、申請書	に業務方法書を添	
		付して提出しなければなられ	ない。				
		• 業務の種類又は方法を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければ					
		ならない。					
計画	等にお	規制改革推進3か年計画(	改定)				
ける	記載の	【 2 イ d】					
状況		信用金庫の業務方法書の見	,直し				
		信用金庫における業務方法	書の在り方	について	検討する。		
対応	状況・	措置済・措置予定	検討「	Þ	措置困難	その他	
対応	方針	措置済	措	置するか	^否かを含めて検討中		
		措置予定	具	体的措置	の検討中		
		(実施(予定)時期: 年 月	) (結論	時期:	年 月)		
1							

業務方法書は、信用金庫が実際に行う業務についての基本的な内容を定めたものであり、監督の手段としては必要なものであるが、協同組織金融機関の特性等に留意しつつ、今後における業務方法書の在り方について検討する。

			<b>₹</b> <del>M</del> Z	附五 /」 』
分 野	協同組織金融機関	意見·要望提出者	全国信用金庫協会	
項 目	一般職員の兼業・兼職制限	の廃止		
意見・要望	一般職員について兼業及び兼	職の制限を廃止する。		
等の内容	預金取扱金融機関について	は、常務に従事する耶	マ締役や役員等に関し兼耶	畿の制限が行な
	われているが、一般職員につ	いて兼業又は兼職の制	限が課されているのは個	言用金庫だけで
	ある。信用金庫についてのみ	厳格な規制を課す理由	はないため、一般職員に	こついての兼業
	及び兼職の制限を廃止するこ	٤.		
関係法令	信用金庫法第 33 条	共管	なし	
制度の概要	金庫を代表する理事並びに金	庫の常務に従事する役	<b>と員及び支配人その他の</b> 駆	戦員は、他の金
	庫もしくは法人の常務に従事	し、又は事業を営んて	ごはならない。ただし、P	内閣総理大臣の
	認可を受けたときは、この限	りでない。		
計画等にお	「該当なし」			
ける記載の状				
況				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか召	いを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置0	)検討中	
	(実施(予定)時期:	)		
I				

兼職兼業規制は、信用金庫の常務に従事する役職員に対し職務専念義務を課したものであるが、実務におけるニーズ、他の協同組織金融機関との整合性等に留意しつつ検討する。

分 野	協同組織金融機関	意見・要	望提出者	全国信用組合中央協会	
項目	協金法第2条第3項に基づ	く「自己資	本率規制」	の廃止	
意見・要望	信用組合については、銀行法	第 14 条の 2	の準用によ	にり銀行等と同様の「自	己資本比率規
等の内容	制」が適用されている。一方	、これとは	別に協金法	により、信用組合のみ	に適用される
	「自己資本率規制」が存在し、	実質的に	二重の規制	となっている。	
	金融機関の健全性の確保は極	めて重要で	あるが、敢	(えて二重に規制する必)	要性はないた
	め、これを廃止すること。				
関係法令	協同組合による金融事業に	関する法	共管	なし	
	律				
	(協金法)第2条第3項				
制度の概要	協金法第2条第3項において	は、信用組	l合の自己資	賢本の額(出資の額及び	準備金)は、
	外部負債の3%以上でなければ	ばならないこ	ことが規定	されている。	
	また、協金法第6条において	準用する銀行	行法第 14 <b>条</b>	条の2により、銀行等他	の金融機関と
	同様の自己資本比率規制が課	されている。			
計画等にお	「該当なし」				
ける記載の状					
況					
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	I	措置困難	その他
	措置済	措	置するか否	らかを含めて検討中 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	措置予定	具	体的措置の	)検討中	
	(実施(予定)時期:		)		

協金法の当該規定は、同法の制定時以来規定されているものであり、銀行等に対する自己資本比率規制 (早期是正措置)が法令化された後も存続しているものである。

本件については、金融機関の経営の健全性確保、信用組合における当該規制の意義等の観点から、当該規定の廃止の可否を検討する。

		•			
分 野	協同組織金融機関	意見・要	望提出者	全国信用組合中央協会	
項 目	脱退組合員の出資持分の一	時取得につい	,1T		
意見・要望	信用金庫においては、金庫に	よる出資持	分の取得は	は原則禁止されているが、	、会員の自由
等の内容	脱退の場合に限り、定款で定	める範囲内	で一時譲受	けが認められている。こ	これにならい、
	信用組合についても、組合員	の脱退(自	由脱退)に	際し、当該組合員の出	資金を譲り受
	ける者がいない場合、信用金	庫と同様に	、組合が一	-時的にその出資持分を	譲り受けるこ
	とができるようにすること。				
関係法令	中小企業等協同組合法第 61	条	共管	経済産業省、財務省、	国土交通省、
				金融庁	
制度の概要	信用組合は、組合員の持分を	取得し、又	は質権の目	的としてこれを受ける	ことができな
	l1.				
計画等にお	「該当なし」				
ける記載の状					
況					
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	I	措置困難	その他
	措置済	措	置するかさ	合かを含めて検討中	
	措置予定	具	体的措置の	)検討中	
	(実施(予定)時期:		)		
	·				

中小企業等協同組合法及び信用金庫法における脱退会員・組合員の持分の取扱いは、それぞれ信用組合及び信用金庫の協同組織金融機関としての性格の相違等を前提に定められており、単に持分の取扱いのみならず組織や業務内容等のあり方にも関係する問題であることを踏まえ、慎重な検討が必要である。

分 野	協同組織金融機関	意見·要望提出者	全国信用組合中央協会			
項目	事業報告書の総(代)会承	認制の廃止				
意見・要望	商法第 283 条において、営業	<b>養報告書は総会への報告</b>	告事項とされていることにならい、信			
等の内容	用組合についても事業報告書	の総(代)会承認を不	要とし、報告事項とすること。			
関係法令	協金法第5条の4第1項、	第 7 項 共管	なし			
制度の概要	理事は事業報告書を通常総(	代)会に提出し、その				
	(注)銀行(株式会社)につ	いては、商法第 283 剝	条により、総会の招集通知に決算関係			
	書類等の謄本を添付すること及び貸借対照表又はその要旨を公告することとされてい					
	る。信用組合についてはこのような規定がなく、これに代えて事業報告書等の決算関係					
	書類を通常総会に提出し、そ	の承認を受けることと	なっている。			
計画等にお	「該当なし」					
ける記載の状						
況						
対応の状況	措置済·措置予定	<b>検討中</b>	措置困難その他			
	措置済	措置するかる	いを含めて検討中			
	措置予定	具体的措置 <i>0</i>	)検討中			
	(実施(予定)時期:	)				
1						

信用組合の取扱いを商法と同様のものとすることについては、協同組織の特性等の観点を踏まえ、慎重な検討が必要である。

			•	102 75 2		
分 野	協同組織金融機関	意見·要望提出者	全国信用組合中央協会			
項 目	附属明細書の総(代)会報行	告の廃止				
意見・要望	商法第 283 条において附属明	細書は総会への報告	事項とされていないこと	にならい、信		
等の内容	用組合の附属明細書の総(代	) 会報告を不要とする	こと。			
関係法令	協金法第5条の4第1項、第	第 7 項 共管	なし			
制度の概要	理事は附属明細書を通常総(1	代)会に提出し、その	内容を報告しなければな	らない。		
	(注)銀行(株式会社)につい	ハては、商法第 283 🦸	条により、総会の招集通	和に決算関係		
	書類等の謄本を添付すること	、及び貸借対照表又は	はその要旨を公告するこ。	ととされてい		
	る。信用組合についてはこのような規定がなく、これに代えて業務報告書等の決算関係					
	書類(附属明細書を含む)を記	通常総会に提出し、そ	の承認を受けることとな	こっている。		
計画等にお	「該当なし」					
ける記載の状						
況						
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他		
	措置済	措置するかる	らかを含めて検討中			
	措置予定	具体的措置の	D検討中			
	(実施(予定)時期:	)				
ı						

信用組合の取扱いを商法と同様のものとすることについては、協同組織の特性等の観点を踏まえ、慎重な検討が必要である。

					332 10A 73 2
分 野	協同組織金融機関	意見・要	望提出者	全国信用組合中央協会	
項 目	業務方法書の廃止				
意見・要望	金融機関に対する規制監督の	あり方が、	各金融機関	の自己責任原則の観点	から、当局指
等の内容	導型から事後監視型に移行し	ているなか	にあって、	現状では業務方法書を	存続させる必
	要性は乏しいため、これを廃	止すること。			
関係法令	協金法第3条第1項第8号		共管	なし	
制度の概要	信用組合は、内閣総理大臣の	設立の認可	を受けよう	とするときは、申請書	に業務方法書
	を添付して提出しなければな	らない。			
	業務の種類又は方法を変更し	ようとする	ときは、内	閣総理大臣の認可を受	けなければな
	らない。				
計画等にお	「該当なし」				
ける記載の状					
況					
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	ı	措置困難	その他
	措置済	措	置するか否	かを含めて検討中	
	措置予定	_ 具	体的措置の	)検討中	
	(実施(予定)時期:		)		

業務方法書は、信用組合が実際に行う業務についての基本的な内容を定めたものであり、監督の手段としては必要なものであるが、協同組織金融機関の特性等に留意しつつ今後における業務方法書の在り方について検討する。

分 野	協同組織金融機関	要望提出者	全国信用組合中央協会	会		
項 目	協金法に基づく業務内容方	法書の廃止				
要望の内容						
	● 信用組合が証券取引法第 65	i 条の2の登録金融機	<b>終関として証券業務を</b> 行	行う場合、証券取		
	引法に基づく証券業務に関す	る業務内容方法書の	)ほか、協同組合による	る金融事業に関す		
	る法律(以下「協金法」とい	1う。)に基づく業務	8内容方法書を定めな	<b>ければならない。</b>		
	記載内容は、前者が後者の内	1容を包含するもので	:あることから、あえ <sup>っ</sup>	て協金法上の業務		
	内容方法書を独立のものとし	,て存在させる必要性	は乏しく、これを廃」	上すること。		
関係法令	協金法第3条	共管	なし			
制度の概要	● 信用組合が証券取引法第 65	5条の2に定める証券	‡業務を行おうとする <sup>‡</sup>	場合には、協金法		
	第3条第2項に基づき業務の内容及び方法を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなけれ					
	ばならない。また、当該認可	「を受けた業務の内容	及び方法を変更しよう	うとするときも同		
	様とされている。					
	(注)証券取引法においては、平成 10 年 6 月に上記業務は認可制から登録制に変更とな					
	った。					
計画等にお	規制改革の推進に関する第22	次答申【第2章 13.	3 別表(1)25】			
ける記載の状	協金法に基づく業務内容方法	書の廃止				
況	「協金法に基づく業務内容方法	法書の廃止する。」	【15 年度中に検討・総	吉論 】		
対応状況・	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他		
対応方針	措置済	措置するか	否かを含めて検討中			
	措置予定	具体的措置	の検討中			
	(実施(予定)時期: 年 月	) (結論時期:	年 月)			
i e e e e e e e e e e e e e e e e e e e						

銀行においては平成13年に当該業務内容方法書及びその認可を廃止していることから、信用組合についても取扱いを検討する必要がある。なお、検討に当たっては、当該業務によるリスクが協同組織金融機関の業務の健全性に与える影響及び当該業務の内容確認についての監督上の必要性等を勘案する必要がある。

分 野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用金庫連合会、全国信用組合中央協会			
項目	信金法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示の一本化					
意見・要望等	信金法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示を一本化する。					
の内容						
	信金法に基づくリスクf	管理債権の開示と、	金融再生法に基づく資産査定の			
	開示とでは、開示の対象	となる債権とその開	引示基準が異なっており、事務上			
	煩雑であるとともに、顧	客にとってもわかり	)にくい開示内容となっている。			
関係法令	・信金法第 89 条で準用する銀行・信金法施行規則第 20 条の 2 ~ 3 ・金融再生法第 6 条、第 7 条・金融再生委員会規則第 2 条~第	第 20 条の 4				
制度の概要	信金法に基づくリスク管理債権(	貸出金のみ)と、金融再	生法に基づく資産査定の対象債権(総与信)			
	の両者を当局宛報告・開示している。					
計画等にお	「該当なし」					
ける記載の状						
況						
対応の状況	措置済·措置予定	検討中	措置困難その他			
	措置済 措置するか否かを含めて検討中					
	措置予定 具体的措置の検討中					
	(実施(予定)時期:					

リスク管理債権は、貸出金を対象としており、米国SECと同様の基準に従って分類され、時系列でも比較的長い期間把握可能となっている。一方、金融再生法開示債権は総与信を対象としてカバー範囲が広いものの、未だ時系列データとしての蓄積は多くない。また、同じ計数を重複して求めているわけではなく、計数としての意味もそれぞれ異なっている。さらに、当初はリスク管理債権のみであったところ、開示が不十分との意見などがあったことから金融再生法開示債権の開示が行われるようになったという経緯もある。このため、現段階では措置困難。

担当局課室等名 │ 金融庁監督局総務課監督調査室、総務企画局信用課

分 野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	(社)全国信用金庫 (社)全国信用組合				
			(私)主国信用組占	中大協云			
項 目	業務取扱時間変更届出の簡素化						
意見・要望	インストアブランチなど出店先の営業時間の変更に伴う業務取扱い時間の変更に弾力的に対応で						
等の内容	きるようにするため、届出不要、もしくは半期ごとの一括届出の対象とする。						
関係法令	信用金庫法施行規則第 14 条第 1 項	第 20 号、第 14 条第 3	項第2号 共管	なし			
	協金法施行規則第 16 条第 1 項第	第7号、第16条第4]	項第 2 号				
制度の概要	信用金庫及び信用組合は、その	事務所(代理店の事務所	「を含む)の所在地又	は設置場所の特殊事情			
	により、「午前9時から午後3時ま	<b>まで」と異なる業務取扱</b>	<b>设時間とする必要があ</b>	る場合(午前9時から			
	午後3時までが確保されている場合	合を除く)、届出を行っ	た上で、当事務所に	ついて業務取扱時間の			
	変更をすることができる。						
計画等にお	「該当なし」						
ける記載の状							
況							
対応状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他			
	<b>一 措置済</b>	措置するか否定	かを含めて検討中				
		具体的措置の	<del>l</del> ∕e ≒+ rh				
	相旦アル	其件的祖直の	「火 記り ザ				
	(実施(予定)時期:	)					

信用金庫及び信用組合の業務取扱時間は、午前9時から午後3時までとされている。これは、利用者利便の観点から金融機関における最低限の業務取扱時間を確保するとの趣旨から設けられているものである。

この業務取扱時間を変更する場合は、金融機関を監督する立場として、事前に把握しておく必要があることから、 届出不要若しくは半期ごとの一括届出とすることは困難である。

なお、午前9時から午後3時までの時間帯が確保された上での業務取扱時間の変更は届出不要としている。

担当局課室等	監督局	総務課	協同組織金融室

分 野	協同組織金融機関	意見·要望提出者		農林中央金庫			
項目	子会社対象範囲の拡大(銀行子会社の所有)						
意見・要望等	農林中央金庫の子会社対象会社に「銀行」を加える。						
の内容							
関係法令	農林中央金庫法第72条		共 管	農林水産省			
制度の概要	子会社対象会社として農林中央	央金庫が保有	できる「銀行	う」は、「信託業務	を営む銀行」とされてい		
	る。						
	金融システム改革法(平成 10 年)の当時、連合会組織については、会員の相互扶助を行う機関で						
	あるため、その目的や協同組織性の観点から不特定多数を相手に預金の受入れによる資金調達や貸付						
	等を行う銀行を子会社として規定しなかった経緯がある。						
計画等にお	該当なし						
ける記載の状							
況							
対応の状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他		
	措置済	措置す	るか否かを	含めて検討中			
	措置予定	具体的	]措置の検討	中			
	(実施(予定)時期:		)				

農林中央金庫は、会員の預金の受入れ、会員に対する貸付等を行うことを目的とする協同組織金融機関であり、 その性格に基づき税制上の優遇措置等の各種支援を受けている。このような支援措置を受けている農林中金が、不 特定多数の顧客を相手として預金の受入れ等を行う銀行を子会社とすることは、支援措置の根拠となっている農林 中金の協同組織金融機関としての性格になじまないものと考えられ、措置困難である。

				【金融厅】	
分 野	協同組織金融機関	意見·要望提出者	農林中央金庫		
項 目	優先出資の自己取得の緩和		•		
意見・要望等	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 27 条第1項に定める自己の優先出資の取得を、平成				
の内容	13 年度に改正された商法第 210 条にならい、一定の範囲内で自由にできるよう変更する。				
関係法令	協同組織金融機関の優先出資に関	する法律 共 管	財務省		
	第 27 条第 1 項、商法第 210 条		厚生労働省		
			農林水産省		
			経済産業省		
制度の概要	協同組織金融機関は 優先出資の	)償却のためにする時	、 協同組織金融機	関の権利の実行にあたり	
	その目的を達するために必要な時その他政令で定めるやむを得ない事情がある時を除き、自己の優先				
	出資を取得し、又は質権の目的とし発行済優先出資の総口数の 20 分の 1 を超える口数の自己の優先				
	出資を受けることはできない。				
計画等にお	該当なし				
ける記載の状					
況					
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	
対応の状況	措置済·措置予定 措置済	検討中 措置するか否かる		その他	
対応の状況	措置済	措置するか否かを	を含めて検討中	その他	
対応の状況			を含めて検討中	その他	

協同組織金融機関の優先出資の自己取得に係る規制緩和については、自己資本維持の観点を踏まえ、協同組織金融機関の経営面・実務面のニーズを十分に把握した上で慎重に検討する。

分 野	協同組織金融機関	意見・要望	2提出考	全国農業協同組合中	中令 農林田山	中全庙	
					八么、成怀丁	八业件	
項 目	証券業務に係る農協法第10条第20項に基づく事業方法書の廃止						
意見・要望等	証券業務に関する方法書には、農協法第10条第20項に基づく事業の内容及び方法を定めたもの						
の内容	と、証券取引法に基づく業務内容	序方法書の 2 種	種類があり、	前者の内容は後者の	)内容に包含され	っている	
	ことから、あえて農協法上の証	券業務に係る	事業方法書	を独立させて存在さ	せる必要性は2	乏しいの	
	で、これを廃止する。						
関係法令	農業協同組合法第10条第20Ⅰ	 頁	共 管	農林水産省			
制度の概要	組合が登録等証券業務を行おる	うとする場合	には、事業の	)内容及び方法を定め	りて、行政庁の説	忍可を受	
	けなければならない。また、当該	認可を受けた	と事業の内容	及び方法を変更しよ	うとするときも	5同様と	
	されている。						
計画等にお	<u> </u>						
	/4 U						
ける記載の状							
況							
対応の状況	措置済·措置予定	検討中		措置困難	その他		
	措置済	を 措置す	るか否かを	含めて検討中			
	¦ │ ¦    措置予定	具体的	]措置の検討	中			
		23					
	(実施(予定)時期:		,				
	(夫 <b>爬</b> (了足 <i>)</i> 时期:		)				

農協及び信連の証券業務は、組合員のために行う場合(農協法第 10 条第 6 項)と余裕金運用として行う場合(農協法施行令第 3 条の 5)に区分され、前者の場合について業務内容方法書を定め、特に適正な業務運営を期している。本件要望については、こうした観点を踏まえた慎重な検討が必要である。

(注)銀行においては、平成13年に当該業務方法書及びその認可を廃止している。